

平成 25 年 9 月 11 日 (水曜日)

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

(第 2 日目)

平成25年9月11日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君	
副	町	長	遠藤	健治君

会計管理室長	佐藤	秀一君
総務課長	三浦	清隆君
企画課長	阿部	俊光君
町民税務課長	佐藤	和則君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	千葉	晴敏君
産業振興課長	佐藤	通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋	一清君
建設課長	三浦	孝君
危機管理課長	佐々木	三郎君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	佐藤	孝志君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道事業所長	三浦	源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤	広志君
総合支所長 町民福祉課長	菅原	みよし君
公立志津川病院 事務長	横山	孝明君
総務課長補佐	三浦	浩君
総務課上席主幹兼 財政係長	佐藤	宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	芳賀	俊幸君
生涯学習課長	及川	庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	阿部	敏克君

選挙管理委員会部局

書 記 長

三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長

高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

議事日程 第2号

平成25年9月11日（水曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第67号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第68号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第69号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第70号 南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第71号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第72号 南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例制定について
- 第 9 議案第73号 財産の取得について
- 第10 議案第74号 財産の取得について
- 第11 議案第75号 財産の売払いについて
- 第12 議案第76号 町有林樹木の売払いについて
- 第13 議案第77号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第14 議案第78号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

- 第15 議案第79号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第80号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第81号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第82号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第83号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第84号 平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

あの甚大な被害を受けました東日本大震災から本日をもって2年6カ月でございます。亡くなられた方々に対しまして黙禱をささげたいと思いますので、皆さん、ご起立を願いたいと思います。黙禱。

お直りください。着席願います。

定例会2日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において15番西條栄福君、1番千葉伸孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番、千葉伸孝君。質問件名、町長の今後のまちづくりの方針は。以上1件について、一問一答方式による千葉伸孝君の登壇、発言を許します。1番千葉伸孝君。

〔1番 千葉伸孝君 登壇〕

○1番（千葉伸孝君） 1番は、議長の許可を得ましたので、壇上より発言させていただきます。今回で、新人として1期目16回目の質問が偶然にも震災2年6カ月目となりました。議員としての役割を痛感し、復興に向けますます尽力していきたいと思います。また、新人の未熟な私の質問に町長、執行部の答弁に感謝申し上げます。

初めに、私の議員としてのスタートは、行政の入札や政策の中身について多くの疑問や怒りから、議員への立候補を告示ぎりぎりに決意しました。予算の使われ方、議員の、職員の、町民の公僕であるはずの公務員の方など町長に多くの質問をぶつけ、改善、見直しの気風が高まってきたときの今回の東日本大震災の大津波がありました。町が壊滅的状況となり、

被災者の安否確認や被災地の情報発信、スポーツ少年団の維持支援、大地震の記録収集をしながら、議員としての被災住民の声を町の担当部署に伝え、住民支援を続けてきました。長いようで短い2年半だったと私は感じています。住民雇用も会社の再建を進め、6カ月目には仕事も再開し、1人から2人と被災者の頑張っている住民の少しではありますが、雇用をして住民の生活支援をしてきました。しかし、1人の議員の発言の弱さを痛感したスタート、震災後でありました。

被災後の行政の講じた復興政策の疑問点をつき、改革、修正を求めてきましたが、仮設の登米市への建築、防災庁舎問題、戸倉ゴルフ場跡地利用、産業廃棄物出土があり、町としての存続につながる町民の流出が進む中で、その適切な対策をいまだにとれていなく、各地区の防集事業、志津川地区の津波拠点整備事業がなかなか進捗が遅いように感じます。このような状況になっていることを私個人ならず住民の多くが行政への怒りを持ち、町民の声の町への政策が解決とならない今まで現在に至る経緯があります。住民の生活再生よりも商工業出身の行政トップなのか、商工観光第一のような行政の復興への考え方が進められているように見えます。

苦しい、悲しい、つらい環境の被災住民の怒りの声が、私の行動のエネルギーとなっていきます。こうした復興計画のもとで、町長の事業展開に対して被災住民の多くの悲しみを救うためにも、町長の4年間の政治活動について質問し、今後への対策を伺います。もちろん、質問相手は町長です。

質問事項は、町長の今後のまちづくりの方針はです。質問の内容は、1番目、町長が震災から2年半を経過して、自分がとった人命尊守の津波防災の行動と対策を検証し、今後どう取り組んでいくのか。2番目、復興計画の人口動向と町再建の時系列は町長が描いた想定なのか。現在の姿が計画どおりでないなら、今後の課題と対策は。3番目に、佐藤 仁町長の4年間の町政運営の中で、被災前の1年半と被災後の2年半の町政の進め方は、どのように変わったのか。また、今後の復興の進め方は、あくまでも復興計画どおりなのか。以上、町長に質問します。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、千葉伸孝議員のご質問、町長の今後のまちづくりの方針はについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問でございますが、ご承知のとおり平成19年に策定をいたしました南三陸町総合計画においても、その柱の第1に安全で安心なまちづくりを掲げ、自然災害を初め

とした各種の危機から町民の方々の生命及び財産を守ることを第一として防災訓練の継続した実施、防災行政無線システムの整備等といった各施策を実施してきたところであります。

そうした中で発生をいたしました東日本大震災は、近い将来においてほぼ確実に発生するものとして予想されていた宮城県沖地震、これに基づく災害想定をはるかに上回る被害をもたらしました。発災時においては、地震発生の後、気象庁が大津波警報を発表する前の段階で、町により津波の発生が予想され、ただちに避難を求める広報を実施するなど、そのときにおいてでき得る対策を講じたものの、ご案内のとおり本町は多くの尊い人命、財産を失いました。

町では昨年度において、東日本大震災における経験、対応等について整理し、今後の防災、減災施策展開の柱となる新たな地域防災計画の作成に生かすべく被害の状況、避難等の行動といった点に主眼を置いた災害検証業務を実施したところであります。今年度においては、この災害検証業務により得られた課題等について掘り下げ、精査した上で、東日本大震災という未曾有の大災害を経験した本町として、各種自然災害に対し実効性のある地域防災計画を作成すべく、現在必要な事務を進めているところであります。

これまで申し上げておりますとおり、震災復興計画における目標の一つに安心して暮らしが続けられるまちづくりを掲げ、津波災害に限らず従来からの防災といった観点に加え、いかに被害を最小限に抑えるかといった減災に向けた施策について、ハード、ソフト両面にわたり今後より積極的に展開していくことといたしております。

次に、ご質問の2点目、復興計画の人口動向と町再建の時系列は、町長が描いた想定なのかということでございますが、現在の姿が計画どおりでないなら、今後の課題と対策はについてであります。議員ご承知のとおり南三陸町震災復興計画にて目指す将来の人口動向として、計画最終年となる平成33年の目標人口を1万4,555人としております。それに対し、平成25年8月末の人口は1万4,839人となっており、震災により亡くなられた方、また一時的に町外への避難を余儀なくされた方などにより、震災前の平成23年2月末の人口1万7,666人と比べますと、2,827人減少しております。

町としては、これからも人口減少に歯どめをかけつつ一日でも早くついの住みかとなる住居再建を進め、本年度を生活再建、住宅再建元年と位置づけ、災害公営住宅930戸建設、防災集団移転促進事業による住宅用地1,093戸の造成工事を進め、町内の仮設住宅はもとより、なれない町外での不自由な避難生活をされている方々を再び南三陸町にお迎えするため、早期の住宅再建を目指してまいりたいと考えております。また、みずから住宅再建を目指す方や防

災集団移転促進事業にて住宅再建を目指す住民の皆様が、速やかに住宅を再建できる支援策として、従来の支援制度に加え、本年8月より町独自支援による住宅移転などの支援制度を拡充いたしました。震災後、町外へ移転された方々が再び南三陸町にお戻りいただけるのもとより、企業誘致などによる雇用の創出にも取り組むことで、新たな転入者を獲得する施策にも積極的に取り組み、現在の人口減少を一時的なものとするためにも、復興事業を進め、震災復興計画に記されている平成33年目標人口1万4,555人を超えるよう今後も努力をしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、私の4年間の町政運営の中で、被災前の1年半と被災後の2年半の町政の進め方はどう変わったのか。また、今後の復興の進め方はあくまでも復興計画どおりなのかということについてであります。まず前段の町政の進め方の変化についてであります、震災前の町政につきましては、新町建設計画の総仕上げに向かうものとして、計画に示されました各施策の実現に全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、この取り組みは東日本大震災に大幅な変更を余儀なくされましたのは、議員ご承知のとおりであります。震災直後は被災者の捜索と避難所の開設に始まり、被災住民の衣食住の確保、ライフラインの仮復旧と、あすを生き抜くための施策に追われました。その後、町の復興に向け震災復興計画の策定に着手するとともに、仮設住宅の建設や震災廃棄物の処理、漁港等生産施設の仮復旧等を進め、町民の生活再建を図る施策を進めてまいりました。さらに、本年は生活再建、住宅再建元年との位置づけのもとに、住まいの再建を進めるため、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業等について強力に推進しているところであります。復興はまだまだ道半ばであり、当分の間はこうした行政運営を続けざるを得ないと考えております。

次に、後段の今後の復興の進め方は、あくまでも復興計画どおりなのかとのことについてであります。議員ご承知のとおり復興計画は本町の復興のあるべき姿を指し示すものとして、震災復興計画策定会議の審議や震災復興町民会議からの意見をもとにし、また議会における一定のご理解をいただき、一昨年の12月に町として期間決定をいたしました。したがいまして、今後とも基本的には復興計画に沿って復興を進めてまいりますが、計画の進捗やその時々の社会状況に合わせて見直しを加え、より本町に合った実効性の高い計画にしていくことは必要なことであると考えております。基本的な理念は堅持しつつも、その時代、状況に合った復興計画であるべきだと考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） ありがとうございました。

1問目の問い合わせに関しては、減災に努めていくと、こういった話に私は終始したのかなと。とにかく震災復興計画を立てて、それに沿っていくんだと。ただ、言葉ではこう言っても現実的にそのとおりいくかというと、やっぱりその辺は確実性なものにしていかないといけないと私は思っています。そういうために、町長に提案とかやっぱり新たな取り組みをしてもらうような形を、できればこちらのほうから提案していきたいという考えを私は持っています。

2番目の人口の動向、これに関しては、町長が常々言っている自然減少があって、今回の震災があって、この2つのマイナスの部分を含めた人口動向、これは確かに厳しくさきに設定したあの数、私もあれぐらいかなと思ったら、現実的にはなかなか高台移転、防災集団移転、あとは公営住宅、その辺の建設がやっぱり計画どおりなんですが、住民はこの町の描いた計画どおりに進められないと、もう待てないとそういった現実が町外への流出につながっていると。それに関して、やっぱり計画がこれではだめだという部分に関しては、修正修正を加えていってやっぱり町民の人口の流出を阻止する。そういう政策をどんどんとつてほしいんですけども、なかなかその姿が見えてこない。計画どおりに進んでいるんだという方向にしか私は聞こえできません。とりあえず人口流出、町にとってもう最大問題だと思います。とにかく、事業所の再建、水産業の復興、その辺も確かにありますが、人なくして町は生きられない。それが現実だと思います。この辺、町長の心にとめておいていただきたいと思います。

南三陸町の総合計画最終年ということでした。そして、それが今回の震災で大きく変わつていると。そして、先ほど来から話している復興計画、この部分に関しては、町民会議、そのほか有識者の会議のもとに町がつくり上げた復興計画ということでした。町民の意見とか考え方をできれば町長にはもっともっとこの復興計画の中に盛り込んでもらいたい。何人かの方が言っていました。町民会議、町に提案させてもらったそうです。しかしながら、その部分が幾らも入っていないと。あくまでも町で描いた復興計画のほうが、強くこの復興計画にはあらわれていると。それというのは、やっぱり町民主導、町民目線ということを中心に考えていくべきではないかなと。それを主体としてやっぱり町で考えるのは、産業とかそういう連携をうまくしていくことに、この町民の意見、考えを入れてもらいたいと。このような感じで、私は今の町長の答弁を聞きました。

とりあえず、今の町長に関しての考えは私はこう思いました。後でその答え、いただきたい

と思います。

これにあわせて次の町長に質問したいと思います。

常々、震災後、2年半前、それ以降の議会の中でも、町長は、チリ地震津波を体験しているから行動とかそういったのは、とりあえず津波の恐ろしさがわかっているという形の行動をとったのかということを私は疑問に思っています。1年半の中で、議会が何回も臨時議会も開催されたその中で、同僚議員からもいろいろな話が過去の歴史の中で出ていますし、過去の明治、昭和の大津波、そういった歴史から学ぶこととしていっぱい話されています。そういった中で、町長のチリ地震津波の体験ということが、余りにも私は今回の津波の対策として生かされてなかったと私は思います。リアス式海岸特有の南三陸町があり、津波の波高の増幅への基本的な知識が、チリ地震津波を経験したとはいえ町長には欠如していたんじゃないかなと私は思います。

ある例があります。仙台の若林区、仙台空港には、3メートルの津波が空港ターミナルを襲いました。津波警報では6メートルと津波の波高を伝え、海岸からは松林そして貞山掘を超えて、津波は100メートルも離れた空港まで来ました。空港の警備員、津波の波高を仙台のなだらかな海岸線から津波の高さを想定したそうです。空港会社、仙台空港防災マニュアルには、地震はあっても津波防災マニュアルはなかったそうです。マニュアルがない中で、空港の警備に当たった方は、地震による津波警報は6メートルだが、空港到達は想定を2メートルと考え、空港内の方々の避難はもとより、津波はここまで来ると確信したそうです。空港内の方々の避難はもとより、近隣の住民の方も避難場所が空港であったと聞きました。結果的には3メートルの津波が1階を浸水したことは、多くの人々が後で知ることとなりました。空港内にいた人々は1人も犠牲者がなかったと聞きます。

南三陸町の海岸線形状を知っている当然の自治体の災害本部を立ち上げに対して、浸水深2メートル、町防災マニュアルがある、6メートルの津波だから3階の12メートルなら大丈夫。余りにも甘い考えだったことは間違いないと思います。この結果、多くの町民の最愛の家族、優秀な役場職員が亡くなりました。何を言いたいかというと、もう行政の町再建の政策、対策、ミスは許せないということです。町民の帰還には、多くの時間を要する高台造成の計画により人口が間違いなく減少が加速し、防災庁舎の危機管理課の町民の救命のため防災機器も失いながら庁舎にとどまる決断は、一体何の意味があったのかと、2年半がたつ今でも先を見通す適切な判断があったのかと、私なりの津波検証を続けています。

町長が2年半を経て、自分がとった防災庁舎対策と行動、対応、検証について、もう1回お

聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々は情報が入ってきた部分につきましては、ご案内のとおりマグニチュード7.9、震度6弱、津波の高さ6メートル、それから津波の到達時間3時ということですので、後づけでさまざまな議論がなされますが、千葉議員と我々の立場がおのずと違います。我々は、あくまでの町民の皆さんとの避難誘導をいかに速やかに行うかということが、私たちに与えられた大きな使命でございます。そういった使命に沿って、我々は避難誘導を展開させていただいたということでございますので、当時の我々の行動ということについては、それが手一杯だったと認識をいたしております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 先ほども言いましたが、防災マニュアルのない中で、仙台空港においてはたくさんの方がいました。そういった中で、その状況を考え、この地震は普段と違うと。あの庁舎の議場での震度を見たら、そういったものがあると思います。その辺は、情報が来たその後に、情報といつてもなかなか入らなかつたというのが私たちですけれども、行政にはそういったもろもろの情報が入っていたということでしたらば、なおさら執行部職員、新聞記者さん、警察署初めそういった人たちをあそこに残しておく必要性があったのかなと。まして、若い人たちをあそこに残しておく必要性があったのかなと。だから、そういったことを私は町長に問うています。そのときの判断は、町長が今でも最後まで間違いない、信念を持っていらっしゃる今の発言だと思いました。しかしながら、どうでしょう。その信念、間違いないものでしょうか。決断、判断、その時折で対応というのと違ってきます。ただ、そういったことを今検証して、今後そういった判断のミスで多くの失敗を繰り返さないような状況を町トップとして、今後、きのう出馬表明をされましたので、そういった観点から私は町長に今話しています。津波防災センターの多くの方が亡くなつた結果は結果として、それを謙虚に検証して新しいまちづくりにそれを生かす。それは、失敗のできない今の状況を見て、何が今必要か。その辺をぜひ町長には頑張っていただきたいと思います。

防災庁舎の件ですが、昨日新聞に防災庁舎の解体に関しては、検討するという感じのコメントが町長のコメントとして載っていたそうですが、ちょっと私見ていないのではっきりはわからないんですけども、その辺もう1回確認させていただきます。

気仙沼の防災構造としての大型船が、船主の希望、そして市民の7割の解体すべきとの意向調査があり、来庁された観光支援の交流人口といわれる方々の残したほうがいいという意見

の多い中で、菅原市長は、住民の意見を尊重し解体の方向にかじを切りました。

我が町においては、町長の告訴という理由から解体はできないと言い、先延ばしにしています。議会で決定した町民の代表者の判断がなされています。町長なら一個人が訴えられ、警察の取り調べ中とそのために解体ができないと言っている。こういったことでは私はいけないと思います。そして、前回の議会でも町長発言だったと思いますが、9月までに県に解体の申し入れをして10月解体がタイムリミット、こういった話を聞きました。私の耳には、観光支援で来町される方々が防災庁舎に立ち寄る。悪い言い方をすれば、観光客を呼び込むツールとして防災庁舎を利用していると私は思います。この場所の悲劇をいまだに背負う家族の声、町民の声にもっと耳を傾けてほしいと思います。もう1回確認します。防災庁舎の今後をどのようにするのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでたびたびお話はさせていただいておりますが、基本的に私これまでお話ししておりますように、議会の皆さん方が解体ということでご決定したについては、真摯に私も重く受けとめてございます。ただ、繰り返してお話しさせていただきますが、今回議会にもそうですが、私ほうにもおいでをいただいたのは解体をしていただきたいというご遺族の方々、それから再検討してあるいは保存をしてとそういったご遺族の方々、両方いらっしゃいます。直接、私、お話を両方からいただいているのは、見るのが忍びないと。したがって解体をしていただきたいという遺族の方、これもまさにそのとおりだと思います。それからあわせて、うちのお父さんが最後まで町民の避難誘導のために仕事をした場所、この場所を残していただきたいというそういう遺族の方の声、これもそのとおりだと思います。その両方の声を直接私に訴えられたわけでございますので、こういった両者の思いをどのようにすべきかということについては、従来からお話ししておりますように、大変悩ましい問題だと認識をしてございます。そういった意味で、普通の人間の感覚であれば、こういった両方のご意見をいただけば悩むのはこれは当たり前だと思います。いずれにしましても、いずれそう遠くない時期には結論を下さなければならぬという思いはあります、いずれにしても現時点として解体なのか、あるいは保存なのかということについては、いましばらく時間を猶予をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今まで同様変わらない答弁と私は聞き取りました。しかしながら、さつきも話したように、とりあえず9月いっぱい解体申請、そして10月解体、それ以降に延び

れば、あそこの防災庁舎解体は町の予算として出して解体という方向になります。こういったことを理解して町の財産をこの解体に費やすということは、町民今認めるでしょうか。なかなか皆さん苦しい中でいます。

そして、防災庁舎のあり方なんですが、今後今いろいろなところで災害が発生したり、オリンピック等々で被災地がどんどん影が薄れていく、そういったときに防災庁舎ではもう人は呼び込めない時期が私は来ると思います。そして、私が言わんとしているのは、防災庁舎がなくても南三陸町の観光資源として海があり、山があり、川があり、そして人、水産資源、農業、まだまだ伝統文化、こういったものがあります。こういったもので人を交流人口として呼び込むことは、これから現実があると思います。町長があと任期4年、なったとした場合ですね。それでもあくまでも観光主体で進めることができ、果たして将来の南三陸町に結びつくかというと、これは町民の多くの方が疑問に思っていると思います。この辺、もう一度しつかり今の状況を精査して、防災庁舎のあり方を考えてほしいと思います。

そして、日曜日に町長選出馬を表明した方が、こういった発言をしています。議会の議決を尊重し防災庁舎は解体すると話していました。今後の慰霊の丘に整備される2つの提案をここでまたしてくれました。防災庁舎12メートル、その一つが慰霊塔の建設です。12メートルの高い慰霊塔、すばらしい考えだと思います。あとは解体した庁舎の鉄骨を利用して、津波の記憶を残すためにモニュメント制作と言っていました。こういった2つの提案がなされていますが、町長に至っては、防災センターは残すという感じの話だけ。そして、今後検討していくと。しかしながら、あそこにはバック堤ができます。幅は20メートルぐらい近くなるのかなと。あと背後地の関係もあります。将来に向けた、その将来というのは、27年度には河川堤防ができます。

そういったことを踏まえて、まだ防災庁舎をどうするかというそういった次元の中でまだいるということは、私はすごく疑問で町のトップとして判断の決定が本当に遅いと思います。そういった判断をしていたらば、住民の帰還に関しては、もうどんどん工事は進んでいますが、その辺の力のかけ方が弱くなっていくんじゃないかなと思います。町長の何かこの防災センターの今後に関して、提案がありましたらお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 提案といいますが、特段に私に提案があるわけではございません。先ほど申しましたように、遺族の皆さん方の思いということをしっかりと受けとめているということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 結局今回の津波の記憶の風化を防ぐため、南三陸町で起こったこの大災害、亡くなった方の支えに私たちはこれから生きていいくんです。その今後も考えなくて、今後も防災庁舎、検討する。誰も認めませんよ、それは。そういう議論をしている間にも、多くの重機を東浜地区、中央地区、あと防災集団移転の28カ所に回す考えをしたほうが私はいいと思います。

町長は防災庁舎の件で何も提案がないというので、ちょっと私、これを提案したいと思います。あと行政のほうでこの辺は検討してほしいのですが、私は防災庁舎、あれを図柄にした祈念切手、この製作によるこの大震災の風化防止と後世への警鐘を行政に提案することを考えています。この提案、町長ができるかできないか、その辺後で聞きたいたいと思います。

こうした震災を心に残し、醜い危険な構造物となりつつある庁舎解体への道、町長の意向を今確認させていただきました。とりあえず何か案がないと、ましてこれが今後の選挙の争点として上がった場合に、この話をまたいろいろな形で聞く被災住民、そして役場職員の心、その辺を考えたことがあるのでしょうか。その辺の人たちの気持ちに対して、町長はどんな考えを持っているか。この一つの提案と、これが選挙の争点となったとした場合に町長はこれでいいと思っているのか。その辺、お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 祈念切手はさまざま自治体でつくっておりますので、それは可能だと私は思います。争点ということになりますが、決して好ましいことではないと私は思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） だから、町長がこの防災庁舎に関してはどうするかということを形、言葉でできれば私は示してほしいと思います。ただ、私が今祈念切手ということで発行でただ被災地の状況を伝える、風化させない、世界にこれをつなげるという意味だけでは、町長、ないんですよ。これは、発行した場合、例えば80円切手10枚シートで800円、そして被災地の状況、例えばこの間音楽会があってある画家の方が夕日に燃える防災庁舎、あれを図柄にしてコンサートとかをやっていました。ああいったものを上にして、例えば切手を郵便局、全国で販売するわけですよ。そうすると、その利益、例えば80円、10枚だったら800円、その倍が販売した自治体に800円だから800円同等の額が被災自治体に入ります。その被災自治体に入ったお金でもって、今生活困窮の方々に所得を考え生活の基準を設置して、それでもって被災者に配ったら被災者支援になると思います。やっぱり普通こういったことまで考えな

いと、提案ということはできないと思います。ただ祈念切手発行はできますとかそういった判断だけじゃないと思うんです。そして、もう1人の方が言った防災庁舎の鉄骨をモニュメントにして後世に残すとか、12メートルの慰靈塔。だから、こういった考えは斬新な考えとして私は受けとめています。できれば、この質問が多分町長にも来ると思います。いろいろな新聞で告示がなれば。そのときの答えを町長には準備していただきたいと思います。

次に入ります。

私が4年前入ったときに、その前、1年前ですか、旧志津川町と旧歌津町が合併いたしました。そのときに合併特例債ということで、いろいろな新しいまちづくりのために起債してもいいですよという形のこういった予算が、国から合併に当たって認められていました。この総額が約27億6,000万円ありました。この復興交付金、庁舎建設にも全てではないんですが回せるというお金でした。それが、今町にその合併特例債、今まで使ったのが総務課長からいただいた資料だと起債額はもう43億7,000万円になっています。43億7,000万円、一体何に使ったのかなという私は疑問を持っています。そういったときに、町の防災関係で使ったとか、子育て支援施設、あのくろしおグランド、これもだめになりました。あと、町長が合併特例債でもってやった事業というのは、一体何があるんでしょうか。この43億円、このお金、一体どこに合併特例債の経費は使われたのでしょうか、その辺、お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 合併特例の事業の関係なので、私から答弁させていただきたいと思いますけれども、新町建設計画は10ヵ年の計画で、合併年度に策定いたしましたので基本的には26年度までの計画となります。当時、当然新町建設計画をベースにしたハード事業ということで当時の合併協議会を含めて議会の議員にもお示しした経緯がございますけれども、特に大きかったのはやはり各種漁港の事業とかまたは道路事業、それと学校関係の耐震化といった事業に大きく充当してございます。

事業の総額が大体72億円と想定いたしまして、全体では起債の可能額が69億円ですが、今後の財政運営上も考えまして、充当額を43億円ほどと想定いたしてございました。そのうちに24年度末までの実際の起債額というのが29億9,300万円、約30億円でございます。全体の大体70%は地方債として既に使っているといった内容でございます。

ただ、今後でございますけれども、各種漁港、今回被災をいたしてございまして、当然今後の復旧方法は全て災害復旧事業という形になりますので、この震災復興計画上に基づいた形で進めていくわけでございますので、財政運営上も災害復旧のほうが当然効率的でございま

すので、合併特例債の充当というのは今後は恐らく考えられないだろうと考えてございます。

したがいまして、既に今年度の予算にも計上してございますけれども、今後の合併特例債の使用の方向性といたしましては、特に防災基盤の整備、こういった事業に充当していくと考えてございます。

また、庁舎の関係でございますけれども、当時合理的な行財政運営を確立するということで、新町建設計画の検討に要するということでその調査費だけたしか2,000万円ほどだったと思いますけれども、その経費を計上した経緯がございます。ハード部分については、建設計画上は入ってございません。今回役場の庁舎、それと歌津総合支所全て被災してございまして、その復旧方法については以前ご説明した経緯もございますけれども、基本は震災の特別交付税を充当いたします。事業費で足りない部分については、別枠の地方債を発行して、それを今年度交付税で100%補填するといった内容でございますので、今後の予定としては庁舎の建設については、合併特例債を使うことはないだろうと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） とりあえず、新町合併後に議会の中で決定された両方の町の中央につくるというこの案は、新しいまちづくりの審議会の中で庁舎必要なしという決定を受けて今に至っています。そして、3.11の予算議会、3月、このときに同僚議員が質問した中に、庁舎建設基金が300万円しかないと。これって絶対おかしいなと思って、そのお金、多分使えるためのお金というのは、300万円だけじゃなかったはずだと思うんです。それをどこかに流用したから、300万円しかなかった状況がそこにはあったと思います。それに関して、多分総務課長が答えるんだと思うんですけども、そのお金、何で300万円となったのか、その辺。

そして、今現在決算書の中に庁舎建設基金がありました。そして、その建設基金が今現在大体4億8,000万円になっていました。その内容を総務課に聞きました。3.11の3月のときには300万円だったのがなぜと聞いたときに、担当課長の答えは庁舎の保険が入ったと。1,800万円。それと、24年に基金として積み立て、多分町の今復興交付金を初めいろいろな形の予算が来ることによって残ったお金を多分24年度に積み立てに回して、今4億8,000万円云々という形が残っているんだと思います。

そして、今議会でもって町長の出馬表明の答えを引き出した方が、偶然にもその町の庁舎建設基金が300万円だったということを指摘した方でした。その方がまたこうやって町の岐路とかそういう部分にかかわった。私はこれが偶然と思えなく、やっぱり人生のあやみみたいなものがここにあったんじゃないかなと。そこで庁舎建設の300万円、その前に気づいて行動

が伴っていれば、こういった大災害にまでならなかつたのかなと私の中ではそのように思います。結果論として、これはもう行政トップには追及してもなかなか想定外の津波ということで無理だと思いますので、新庁舎建設の基金、何で300万円になったのか。300万円しか最初からなかつたのか。その辺だけちょっとお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 合併前、旧志津川町の時代での内容でございますので、ちょっとその資料は全て私個人的にも含めてちょっと流出してございますので、記憶をたどってちょっとお話し申し上げますけれども、防災対策庁舎の財源として基金を取り崩した経緯は確かにございます。当時、阪神淡路大震災の翌年に建築することを決定しまして、当時の志津川町の議会にお諮りをして了解いただきましたので、その事業を遂行したということでございますけれども、たしか約1億円未満だったと記憶してございます。基金の総額。そこまで一応庁舎基金をためてまいりました。防災庁舎を建築するに当たって、8,000万円から9,000万円、たしか取り崩しをした記憶がございますので、それを財源にして当時防災対策庁舎を新築したといった内容でございます。残り300万円ほどたしかそのとき残額として残りましたので、そのままケイヨウして合併を迎えました。大体平成22年度まで320万円ほどずっと推移しているといった内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 新町建設基金として1億円未満ですか、あったと。そのお金をもう1回どこに使ったのか。ちょっともう1回だけ。ちょっと今聞き逃しました。お願ひします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 当時、財政担当課長をしてございますので、私からお答えを簡単に申し上げますけれども、今お話ございましたように旧志津川町時代、合併前の平成7年、8年ごろでございますか、既に防災対策庁舎の建設に旧志津川町分の庁舎建設基金はそちらに流用しているということでございまして、合併時については間違いなく三百数十万円でもってそれで合併をしたということでございますので、合併後そういうものの積み立てをするぐらいの当時合併後、17年10月合併して以来震災までの間に、庁舎建設基金をするぐらいの財政的余裕が残念ながらなかつたということでございますので、22年も同額で推移をしてきたと。その後、震災後の現在との基金との乖離については、先ほど千葉議員がお調べになつてお話をしたとおりの経過で現在に至っているという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） やっぱり庁舎の脇に防災対策庁舎があったほうがいいということで、あそこに立地したのかなとは思いますけれども、その辺のあそこに立地というのは議会の確認もとっていて、議会でもよしとしたとは思うんですが、あの場所の防災対策庁舎の決定は、あくまでも佐藤 仁町長がここでいいということで決定したのですか。それを議会に諮って、あそこという形なのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 防災対策庁舎の建設につきましては、現在の佐藤町長ではございませんで、阿部町長の時代でございます。

先ほど総務課長がお話ししましたように、ご案内のように旧志津川の庁舎、昭和31年の建設、モルタルづくりでございまして、当時耐震化が言われておりました際にも耐震化そのものが大変難しいという状況の診断が出ておりまして、その直前に阪神淡路の大震災、やっぱりそういういったいわゆる危機管理対策だけはしっかりとおこうということで、敷地内に当時7,000万円、8,000万円の基金も崩しながら地総債を充てながら、4億円相当で危機管理の建物そして防災行政情報システムを構築したという次第でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 当時の考えですと、やっぱりあそこしかないのかなというような。やっぱりそこでももうちょっと議論を深めて今後推測するのはなかなか難しいのしようが、やっぱり庁舎建設ということが目の前にあって、そして防災庁舎、庁舎建設とこっちはないけれども何かそういう方法というのは、前町長だとは思うんですけれども、総務課長が遠藤健治副町長さんだったとしたら、そういう議論もそこで何とかできなかつたのかなと、今のことと思うと。それは何でかというと、南三陸町はチリ地震津波でそのときもやっぱり悲劇の町になったと思うんですよ。150近くですかその辺の方々が亡くなつて、そういう中でやっぱり防災の町としたらその辺のこともそのときに講じていれば、さすが南三陸町は防災の町だなという感じの方向になつたのかなと。だから、今一番何をしなくてはいけないかということを私は言いたいんです。そのときに適切な判断をして、誰かが鶴の一声でよし建てるぞという形の気風が生まれれば、やっぱりこういった災害にはならなかつたと。

そして、それとつながるのがどうしても高台移転、これがこんなに遅くていいのかと。そして、結果的には最終的にはその当時の担当した計画の中で、最終的な権限は佐藤 仁町長が持っているわけですから、この辺の一声で町の土取りの土置き場としては市街地はいいけれども、とりあえず高台移転としての志津川地区でしたらこの3地区を重点にやるとか、こう

といったやっぱり周りの人も驚くような政策を町には私は佐藤 仁町長には今後これからもいいですので、今後選挙があるわけなんですが、それをできれば争点にしていただきたい。とりあえず今までの復興計画を白紙までとはいかないんですが、修正する面で今まで建設のスピードは上げる、そのような方向で高台移転、防集、全てその辺進めさせていただきたいと思います。それが、やっぱり町民からの信頼を得られる一番の方法だと思います。その辺できれば一日も早く町長にはお願ひしたいと思います。

町長の方向性としては、どうしても商工、観光、その辺も町の産業としては必要な部分なんですが、どうしてもその方向ばかりが私の目にはつきます。やっぱり第1次、第2次、第3次と言われます、産業は。やっぱり第1次なくして第2も第3も私はないような気がします。そのぐらい南三陸町には海、山、川とすばらしい資源がありますので、その辺を主眼に置いて、できれば今後の町の復興をやっていきたいと思います。

一つの例を挙げると、佐藤 仁町長の政策としてまちなか交流館の建設も私はあったと思います。町の観光拠点としておさかな通り商店街の事業支援、そしてその拠点としての観光協会への町の支援がまちなか交流館だと私は認識しています。多くの経費をかけた施設は、今回の津波により一瞬にしてなくなりました。

町の政策として市街地の整備は必要と理解しますが、第1次産業は町の根幹産業として第1産業が元気であって初めて商業、観光そして町が生かされると私は思っています。現在、農業の衰退と漁業の後継者問題を抱え、水族の水揚げの不足が今後予想されます。加工工場はあるが、原材料がない。近い将来にこのような状況が発生し、地元の材料確保から加工への商品物流の基本的な流れが薄れていくように私は思っています。こういったことから第1次産業を2次、3次が寄り添って町の形成の産業サイクルが生かされます。町の政策がどこかで歪みとなっている気がして私はなりません。大きなものだけが残る社会、小さな町では外へ販路を求めます。町の産業再生の基本は、地元の材料を使い、商品として加工した生産、販路を広く町外に向けることで町の活性化となる。これが基本と私は思います。第1次産業をもっと真剣に存続させる町の政策を町長にはお願ひしたいと思いますが、どうでしょうか。

しかしながら、町長の答えはわかっています。とにかく商業、商工だけではなくて、農業、漁業全てを私やっているんだと。ただ、今の比率からいくと、やっぱり第1次産業の部分に今費やしていた経費というのが、被災前の1年半は私は少ないと思います。その経費を被災前の1年半、合併した当時から農業、林業、水産業にその経費を回していたら町はどのように変わっていたかなと私は想像します。そして、自然減少の人口、これに関してもある程度

後継者が生まれればその子供たちがどんどん子孫を残して、人口流出、増加はないにしても歯どめはできると思います。そういった行動をこれからできればとほししいと思います。そのためにも高台に早く住民を移し、労働者を確保する。そして、新しい農業のあり方を模索しながら第1次産業を生かしていく。こういった町の政策をとれないものでしょうか。町長、この辺に關してお願ひします。

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

ここで休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 産業のお話でございますので、お答えをさせていただきますが、ご案内のことより千葉議員も篤とご承知だと思いますが、いわゆる水産だけ、農業だけ、あるいは商業だけという形の中で、全体の産業の底上げはできないと思います。いずれ、水揚げをしてそれを幾らで買ってもらう、消費の問題、販路の問題、さまざま問題を抱えてございます。したがいまして、私どもとすれば前に大瀧議員の質問にお答えさせていただきましたが、産業振興という形の中の大きくりの中で、全体の底上げを図ろうというのが南三陸町としてのそういった取り組みということでございますので、御理解をいただきたいと思います。どの分野だけを突出するということは決してございませんので。

特に、震災直後、漁業の方々、打ちのめされていました。よく災害本部に漁業の方々がおいでになりました、そのときにずっと彼らと話をしたのは、とにかくこの町は水産の再生なくして町の再生はないぞと。あなたたちが頑張らなければだめだということをずっと話してきました。彼らはそれに応えて一生懸命やってもらったという経緯がございますので。それからあわせて、この間、秋サケ・マスの増殖協会の理事会がございまして、ちょっと懸念材料は水揚げの問題で、サケの買い入れがことしちょと厳しいかなというのがございますので、そういう問題がありますと今度は加工の問題も響いてきますので、漁業者も大変ですし、そういう問題も可能性としてちょっと指摘を受けているという状況でございます。

いずれ一生懸命皆さんで一丸となって頑張っていくということは、町としての全体の底上げにつながっていくと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私も町長と同じ考えです。全体の底上げ。しかしながら、第1次産業に関しては、やっぱり私は手当てが薄いような、政策としてやっていることが薄いような感じがします。そして、やっぱり南三陸町は水産業の町、これがやっぱり大きく影響していて、農業も高齢化が進んでいて、なかなか農地整備が進まない中にあってやっぱり水産業、町長の言うとおりだと思います。

しかしながら、漁業関係者、頑張る漁業でとりあえず今何とか生計を立てられています。あと1年半、2年すると頑張る漁業が終わります。そうしたときに、今の国からの手厚い資金の中でやっているけれども、これで今何とかやれているけれども、今後この事業が終わったら、例えば漁業をやめますよという方の話を多く聞きます。こういった厳しい現状というのを、やっぱり後継者問題を早くから町でいろいろなこと、もうほかの自治体がやっていないことをどんどんやっていって初めて今につながる。そのときやっておかなかつたツケが今人口流出、こういった結果だと思います。行政のトップとしてなかなか厳しい町の状況が被災前からありました。それをやっぱりその時期に確実にその問題を解決しておくことで、将来に全ての産業がうまく循環するのかなと私は思っています。だからこそ、今、この今が大切で政策をやらなければいけない必要性を思っていますので、今のような問いかけを町長にしました。

次に、生活の場の確保ということで質問いたします。

前も町長に聞いて、入谷のひころの里があるじゃないか、黒崎があるんじゃないかという話を町長に向けました。そのときに、入谷を希望する人がないからその高台移転の候補地から除外したという発言に私は今も疑問を持っています。現在入谷地区に市街地での再生を諦め、多くの事業所、自宅が建設されています。町民の希望があるのに被災市街地の再生を図りたいという町長の考えも理解できます。被災された場所をどうにかして再建、復興して、その姿を町民に見せて帰還してもらいたいと、それもわかります。しかしながら、それは時間がかかると思うんですよ。だから、一旦はある時期にある地域にお住まいしてもらって、そこから産業再生とともに町民が移り住んでいくというのが、今までの形だった私は思います。

入谷地区が栄えたのは、チリ地震津波で住宅が建って、そこに商店ができて、土地があつてそこに住民が移転していったから新井田地区、あの辺が形成されました。そういった地区がやっぱり、舟沢地区もあそこに住宅ができるという形のこともあると思います。だから、今一概に全部を町の計画どおりにつくっていくと、どうしても住民の考えと違つたりとかして

いくと私は感じています。

今、町が新しい町をつくるためにいろいろな復興計画のもとに事業展開しています。町の考え方を被災住民に強要するという形のことを私は町民の声として言われています。とりあえず早く住みたいんだと、早く住むところ欲しいんだという考えが多い中で、やっぱり町の高台移転を待てないので登米市とか入谷地区、もう造成地がいっぱいできています。そこにうちを建てて暮らすという形の方向を今選んで、高台移転を希望する、災害公営住宅を希望する、その方がどんどん減っています。私が最初かかわったまちづくり協議会の人数は、結構たくさんいました。1年ぐらい前なんですけれども、それから決してふえてはいません。もう減る一方です。そういう現実をしつかり見据えて一時的でもいいから、とりあえず町に連れてくる方法を私は描くべきだと思います。

今、高台移転、志津川地区に関しては、27年に病院とケアセンターができた、あそこにできる戸建ての地域は17戸です。17戸できて、その後またできるのがそれ以降という形の報告が行政から出されています。この計画のもとでは、この3年間で人口流出、さっき人口動向、町長から答えをいただきましたが、もっともっと厳しいと。そして、町長は減ってもこれから人口をふやしていくんだと、そういう構想はまちづくり協議会でも話されて、高台にすばらしい町をつくることによって、南三陸町民ならずほかの地域から移り住む、そういうこともまち協の中では考えられています。ただ、最初の分母の部分が少なくなっていくと、それを取り戻すには結構大変だと思います。だから、今からそれを維持する方法を私は町では考えるべきだと思います。それが、この復興計画を大きく変えるものであっても私はやるべきだと思います。

そして、総務課から町有財産ということで、ひころの里が大体約10万平米あります。これは山林としてです。そして、私が前に話した黒崎地区、これも山林地区として9万平米あります。何でこれを利用しないのか、私はすごく疑問に思います。それは、そこを提示しなかつたから住民は意向として出さないと、これ1点に尽きると思います。ここでこの部分に、例えば100世帯でも200世帯でもそこに据えたならば、新しい町ができたら移ってもらうという方法も私は考えられると思うのは、今回オリンピックがありました。東京オリンピック、初めて日本でやったときに代々木公園、あそこに選手村をつくりました。しかし、今は解体して公園になっています。だから、そういう方法も私は南方から登米市から町民をとりあえず町に引っ張る、そういう政策も町長には必要だと思いますが、ちょっとこの辺どうでしようか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 早く連れ戻すという思いについては、同じでございます。ちょうどきのうのニュースでもやっておりましたが、女川でも同じような状況の質疑をやってございました。やっぱり女川も当町と同じように高台移転をしないと、あそこに住めないということでして、そういういた造成のあり方ということについて大分けんけんごうごう議論があったようでございますが、まさしく私も見ていまして当町と同じ課題を抱えているなという思いをしながら見てございました。

いずれにしましても、人の減少ということについては何度もお話ししているように町の活力の低下ということにつながってきますので、その辺は意を持ちながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私も16回の質問の中で、町長の答弁に意を用いる、努力する、鋭意努力する、こういった言葉なんですが、政策としてぽんと出てきたというのは余りないような私は記憶をしています。私が無茶なことを言っているのかというと、そうでもないような気がするんですが、とにかく努力するとか努めるとか、何かそういう答ではやっぱり今町民は納得しないと思います。平時でしたら、町民も町長の努力を認めて、ああそうかと、今後やるんだろうなという気持ちになりますけれども、被災して町民が苦しい中にいて、町長の意を用いてという言葉には誰もなるほどとは思わないはずです。

この間、仙台市の奥山市長が今回の選挙で26年度までに300戸の災害公営住宅をつくることを当選後の記者会見で断言しました。また、大槌町では予定する災害公営住宅建設に対して、でき上がった公営住宅への見学会も開催していると、こういった状況がある中で南三陸町においては、名足地区が26年度夏ぐらい、そして入谷地区に当たっては27年度、やっぱりこれは遅いと思います。とにかく行政のトップのやろうとか、やりなさいとか、そういういた一声でもってやっぱり動くのかなという感じがしますので、その辺、町長からも住宅再建、これに関しては27年度、28年度、まして29年なんていうことは言わないで、大変なのは理解しています。しかし、今これをやらないともっと大変な町、今後が私には見えてきます。そうなったときの責任となったら、ずっと尾を引くと思います。町長のためにも、ぜひこの辺は努力して何とか結果を出していただきたいと思います。

今、高台移転で多くの問題が発生しています。この間もまちづくり協議会の中で、そんな話を聞いていないぞという事案が上がっていました。それは、旭ヶ丘地区の裏のほうに田尻畠、

保呂毛の17戸の建設ということで20地区、28団地、これがもう着手していると、行政のほうでは復興推進課では言っていました、しかしながら、先月ですか、そういった話がぽんと出てきて、8,000万円かかるのでそこの造成はできないから、その地区の人たちに志津川の3地区にできれば移るような計画を皆さんにしていただきたいと。これって、結構住民がそこで暮らそうと思って今まで準備してきたのを一からやる。それは無理ですよ。それをできないから、だめだから志津川地区の3地区に移ってくれ、こういった話も行政が2年半たった今、そんなことを言えますかと。そして、URの説明ですと、基本的にそこを決定して、いろいろ計算したらそんな結果が出たから移ってくださいと。絶対これ大騒ぎしますよ。そういう結果とか、今出ています。これを今後町はどうしていくのかというと、やっぱり前復興推進課長はこういった経緯で理解してくださいという話だと思うんです。それが西地区においてもあって2地区に分かれて、今度は保呂毛。まだまだこういったことが起きたときに、行政、町長に大きな反発がやっぱり私は来ると思います。これというのは、町にとってもマイナスですし、人口流出の結果になると私は思います。この町じゃ待っていられない。

だから、そういう建設、造成、その辺の復興を早目に設定しておくと、幾らおくれても半年ぐらいだったらやっぱり町民はこんな苦しい中で頑張ろうという気持ちになるのかなと、このように思いますので、ぜひ高台移転は早目に、そして設計計画も早目に、ミスのないよう、そういうものをお願いしたいと思います。

仮設生活者の今いろいろな問題で私のところに来ています。とりあえず私が解決できることは、担当課の市民福祉課の課長に行ってとりあえず相談していって、事訳を説明して納得してもらっています。しかしながら、今多くの問題が発生して、やっぱりルールをそこで乱すと入っている人たち、大問題になると。ただ、こういった多くの問題がこれからもいろいろまだ出てきたときに、心のストレスが被災者の生活に影響てきて、病気とか精神的なものが発生したりすると思います。なかなか私が聞いたんですが、民生委員の方がかかわっても一向に直らないとか、あとはどこがやるといったらやっぱり行政がもうかかわるしかないと思うんですけども、そういう事案に対して今それを町長に話して、その事案に対しての解決策を考えているのかといったら、多分また努力する、考える、考慮するという形の答えしか出ないと思うんですけども、これは入居してからもう2年ぐらい続いています。こういった中で、こんなことがあるだろうと想定が町長にはあるはずです。今、事例をちょっと一つだけ話しますので、何か対策案、町長としての対策案があったらばお願いしたいと思います。

みなし仮設に入っています、仕事場がこちらなのでとりあえず冬場、通勤が大変なので、何とかこちらで住む場所はないかと。ただ、高齢者を見ているのでなかなか親は仮設生活は難しいという話の中で、漁業の方ですけれども、その方が何とかこちらで生活、冬場だけですね。週末は帰っても。そういった生活をしたいと。そういった場所はないかと。こういった問題に対して町長の名案がありましたら、お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、具体的な話を聞きました。保健福祉課でどういう対応をしているのか、課長から答弁させたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今の事例をお聞きいたしますと、みなし仮設にいる方の一部の方が一時的に町内の仮設を借りたいという事例だと思います。

実際ルール上から申しますと、みなし仮設と応急仮設住宅を両方借りることはできないということになりますので、残念ながらその方についての仮設住宅を提供することはできないということになると思います。ただ、やはり今までの事例、そういったこともございますので、基本的には先ほどから議員おっしゃるように、地元に帰っていただきたいという思いは我々も同じですので、仮設住宅のあきがある場合にはそういうみなし仮設を解約をして、町のほうに帰ってくるのであれば優先的に仮設住宅を提供したいというお話をしておりますので、できれば種々の事情はあるでしょうけれども、地域に帰ってきて仮設住宅に入るということであれば、歓迎をすることでお話をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 町長、とりあえず私もさっき話しましたけれども、担当課には行って聞いています。町長としての何かそういった形の対策案がないかということで、全部対策は各課長に任せているんですか。私はそれを聞いたかったです。担当課長に説明させるという話ですけれども、その辺はわかっています。ただ、町長には良案はないということ、この今の答えのような形と私は受け取りました。

今、西地区の問題を出しましたけれども、この間まちづくり協議会の中でこういった話がありました。旭ヶ丘地区の人たちには西地区の動向、その辺は伝えられていないと。これから隣近所でつき合っていて、助けるものは助ける、お互いにそういったことをこれからしていくという旭ヶ丘地区に、西地区の変更後、何の相談もされていないと。あと保呂毛、田尻

畑の防災集団移転のその辺も旭ヶ丘地区の住民の人たちにはないと。この間、旭ヶ丘地区に行きました。こういった話があるんだよと言ったら、何一つわかりません。やっぱり同じ地区、近所にそういう地区ができるのでしたらば、その辺の人たちに通知して集会所か何かで、今この地区に西地区が入りますと。後ろの地区には保呂毛、田尻畑が入りますと、こういった話は行政から各地区にするべきだと思います。この辺もぜひ私は町に要望していきたいと思います。

最初の構想ですと、旭ヶ丘のあの坂道をずっと抜けて左側のデイサービスと高校側に西地区、広くとって公園をつくったり、防災集団移転と災害公営住宅をつくるという形の計画が今打ち出されていた中で、もう大きく変わっている。地域がわからない。そして、私のまちづくり協議会に入った理由は、基本的に町の情報を知りたいと。議会で知り得ない情報をまちづくり協議会から得たいと。それを議会で皆さんに言って、こうしたらしいんじやないかということを伝えたいということで、私はまちづくり協議会に入りました。そういう中での情報が議会には伝わってきていないと。だから、それが私は疑問に思っています。できれば、こういった経緯は担当課がいますので、できれば町の議会にもその辺はぜひ伝えてほしいと思います。

今までの全ての質問の中で、一番私が行政そしてトップに思うことは、合併特例債の件もありましたが、防災庁舎の件もあります。そして、新しいまちづくりに関して庁舎建設がなされなかつたと。これは両町の議会の中で、町の新しい庁舎をつくるということで、議会の決定のもとに合併がなされたと私は思っています。これをそのとき合併で誕生した佐藤 仁町長が、それを審議会に預けて基本的には今必要ないという決断でもって議会同士の決定をそこで無にしました。そして、今回また防災庁舎、これも議会の陳情への採択でありながら、基本的には町長は解体に関しては答えも出していないし、検討するというだけで何も出していない。すごく議会を軽視しているなど。議会ってこういう部署というか、こういうところなのかなと私はすごく疑問に思っていて、議員の人たちが一生懸命議論して、その中を行政にぶつけて、最終的に決定した部分が町長権限でもってそれが実行されない。その現実でもって、いろいろな大きいことが私は起こっていると思います。この責任は誰にあるのかといったら、やっぱり町長ですよ。佐藤 仁町長の最終的な決定権者ですよ。だから、その辺をしっかりと捉えながら、今後の震災復興に向かって私はやってほしいと思います。震災復興への議会提案へのこういった対応の仕方、今後の復興に向けての考え、お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 二元代表制ですので議会の重みということについては、私も以前議会人でございましたので、十二分に認識をしてございます。いずれ、お互いに尊重し合いながら、そして町政の発展に努めるということが第一義だと思っておりますので、今後ともそういうふうな思いで進めてまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 議員でありながら議会が決定したことに対して、今の発言というのは果たして町長として正しい発言なんでしょうか。私は、議会をわかっていて町長に立つたらば今の答えはないと思うし、尊重して何とかそれを、議会の結果を何とか達成するための方策とか方法を考えるべきだと思います。庁舎が建たなかったことでの大きな被害、これもありました。防災庁舎、これも今後進めますが、この防災庁舎の件に関しては県の事業です。県はどんなふうに言っているんでしょうか。県というと知事選も今度ありますので、村井知事はどのように話しているんでしょうか、防災庁舎のあり方。気仙沼の船が解体となります。気仙沼の横になったやつは遺構として残します。各地区で遺構がありますが、南三陸町の遺構は高野会館の400人以上も助かったあれを残す方向なのか。村井知事の都市計画の中で、今の管轄は基本的には県に被災地の復旧は移っていますが、その辺の村井知事の考えを聞いていましたらお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 村井知事の考えというよりも、基本的には県として震災遺構として県内で何点か、数点ですね、検討してこういうのが考えられるということは出してございますが、村井知事に直接そういうお話をすることについては、私はお聞きをしたことがございません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 防災庁舎を解体するということの町長が申請を出したら、すぐ県では解体するとそういうことだと思いますので、ぜひ解体なら解体、今後防災庁舎をどうするならどうするということを早急に決定してほしいと思います。

今回の被災に当たってはいろいろな問題があります。その中で、1時間半の中で町長のやりとりではやっぱりなかなか解決しない部分もあり、町長もなかなか厳しい環境のもとで今復興を進めていますので、その大変さは理解しています。ただ、町運営、復興の進め方にもうミスは許されないということです。そのミスでもって町は大混乱します。だから、その辺だけは胸にとめ置いていただきたいと思います。

最後に、これだけはちょっと言わせてもらいたいことがあります。

町の産業再生、これがあります。早期の心の安心が保てる住民の生活の場の確保、これを最優先に私は町長にお願いしたいと思います。それでもって、町の意向、考え方を町民に進めるのではなく、町民の生活再生への、住宅再生への意向へいかに町が応えていく対策を講じていくか。これが真の行政のあり方と私は思いますが、この辺最後にどうでしょうか。町長。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 課題、すべからくございます。今ご指摘の部分についても、まさにそのとおりだと思います。ただ、明るいというとあれですが話題としてボランティアでお入りをいただいた方々が、当町にもう50人以上の方々が定住をしてございます。そういった方々を迎える入れるということも、町として非常に大事なことだろうと思います。それがひいては復興の力になっていくと思いますので、今後ともいろいろご指導いただきながら頑張ってまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で、千葉伸孝君の一般質問を終わります。

通告4番、山内昇一君。質問件名、志津川、戸倉地区の高台移転におくれはないか。以上1件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇、発言を許します。5番山内昇一君。

〔5番 山内昇一君 登壇〕

○5番（山内昇一君） 5番山内は、議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をいたします。

質問は一問一答方式で、質問相手は町長です。

質問事項。志津川、戸倉地区の高台移転におくれはないかでございます。

質問の要旨。あの大震災から早くも3年目に入り、震災復興計画で災害公営住宅事業や防災集団移転促進事業と崖崩れ事業などによる住宅再建が復興に向け展開され、この時期急速に進展しております。今後もさらに加速、進行するわけですが、その中でも重要課題である大規模で町の中心となる防集事業地の志津川中央区は、土地整備直前に遺跡発掘調査を実施中であり、そのほか西地区や戸倉地区でも想定外の事態が発生し、現状での進捗状況が十分町民に周知されていない部分もあるようです。応急仮設の環境で2年からさらに延長された中、住民皆様、長期の仮設暮らしを強いられ、長引く不安から、高台移転推進には事業のおくれ感を深刻に評価している住民も多いと聞きます。これから多くの帰還者を迎えるに当たり、町民の不安感払拭と希望を持たせる今後の復興計画のあり方、計画の完結に向けた可能性、見通し案を伺うものであります。

以上で登壇の発言を終わります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、山内昇一議員のご質問、志津川、戸倉地区の高台移転におくれはないかということについてお答えをさせていただきます。

現在の志津川市街地の高台整備の進捗状況につきましては、病院の早期開業が望まれております東地区の東工区について、着工式を7月25日に行い、現在立木の伐採を行っているところでございます。また、中央地区の埋蔵文化財の調査は順調に進んでおりまして、計画の大変な見直しが必要となった西地区につきましても、西地区希望者を対象とした説明会等で合意形成を図って、計画案を決定してございます。東地区の残りの工区も含めて、年明けの着工を目指して現在必要な手続を進めてございます。当初のスケジュールからは幾分おくれておりますが、UR及びCM業者とも調整して、早期完成を目指して検討を進めているところであります。

次に、戸倉地区の高台移転の現状、進捗状況等についてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり戸倉地区における防災集団移転促進事業は、5地区8団地の事業を計画し、当該地に184戸の宅地を造成するとともに、戸倉中学校南側に予定している戸倉団地には、防集団地に加え災害公営住宅や子育て関連施設用地を整備する計画であります。戸倉地区の各団地の進捗状況でありますが、藤浜団地については、予定どおり本年12月中の造成工事の完成を見込んでおり、8月末現在の工事進捗状況は約50%ということになってございます。また、津の宮、合羽沢団地につきましても、先月請負業者を決定し、今月中旬には立木の伐採作業を行い、造成工事が本格化する予定であります。このほかの団地につきましても、全ての団地において土地利用計画案の説明会を実施し、地域内の合意を得ている状況でございまして、現在は年内中の造成工事発注に向けて、詳細設計を順次進めているところであります。

こうした復興まちづくりの情報につきましては、7月31日から8月4日に実施しました志津川市街地復興まちづくり説明会等において説明をするとともに、資料としても提供しており、また随時配布物等としても町民の皆様にお知らせをしてございます。今後も整備の段階ごとに町民の皆様には広報誌などで情報を発信して、復興事業に関するご理解を広げてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ただいま町長より答弁がございました。

私も、本町の防災集団移転促進事業あるいは災害公営住宅整備事業等の詳細といいますか、

そういった中身ですね。今回、930戸の入居計画で8地区2カ所の発注済みとそういった内容等については、私も多少調べてきました。

そういった中で、今町長お話ししました志津川東工区では、志津川地区復興まちづくり事業として平成25年7月25日に着工し、市街地で最初となると経過を含めての主な事業ですが、これら本町が復興計画で推進する職住分離の理念で、なりわいの場所はさまざまであっても住まいは高台にを基本に復興の高台移転計画ですが、このような話で内容的には今後の計画の支障問題、変更やおくれなどについてはないのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のところについては、先ほど答弁させていただきましたけれども、おおむね順調にということですが、幾分おくれはあるということでございますが、いずれそれぞの業者を含めてその辺ちゃんと連携しながら、何とか皆さんのご期待に応えるように事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） おくれがないようにしているということなんですが、中央区では防災整備事業145区画が約205のひな壇状の造成ということですが、これが埋蔵文化財が発見されて来年3月末までの調査の予定だと聞いておりますが、今回のような防集事業で気仙沼でも唐桑地区の波怒棄館遺跡というものが発見されたそうで、貴重な成果が得られたと報道もあります。本町のこの新井田館跡の発掘調査も同様ですが、戸倉の折立地区に大平館跡が昭和56年発掘以来、今回南三陸町では志津川という名称だったんですが、30年ぶりということで当時の昔を知る貴重な資料として、次世代にその歴史を伝える重要な資料ということだそうです。

私は、その遺跡は大変重要でその記録は残すべきだと思います。その一部でも保存可能であれば、それはどうするか保存していただきたいと思いますが、ものによっては保存できないものもありますので、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、工事期間内で終了するというおおむね復興スケジュールのようなので影響はないと思いますが、計画にこの全発掘後も工事は変更はないのか。このことも町民に周知して、例えば今心配されている町民は見学会とかそういったものを開催されて、希望町民に対してこういった機会を提供して理解を得ることもよいのかなと思いますが、その辺どうでしょうか。60人規模の体制で迅速に調査中ということでございますが、調査の終了時期、これは中央区ですから変更はないのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 文化財のことございますので、担当課長から説明させます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 中央地区の発掘調査の状況ございますけれども、今のところ作業員も60人体制ということで、順調にいっております。それで、報告会といいますかその状況を10月か11月ごろ報告会を開催したいと思っております。それから、中央地区のまちづくり協議会のときも担当職員が行きまして、チラシを配布しながらその状況を説明したり、あるいは毎戸に中央地区の状況についてチラシを配布して周知しているところでございます。発掘調査は、小学校側のほうも縄文の土器が一部発見されたりして、区域が幾分拡大する可能性もございますけれども、極力10月中から文化庁の経由でもまた調査員も1人ふえたりしますので、そんなことを踏まえて年度内の予定で進めているところでございます。

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

ここで、一般質問続行中ですけれども、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時5分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 午前中からの話に引き続きまして、課長先ほどお話ししましたように縄文土器も出ているといったことなんですが、遺跡そのものは大きくて保存はできないということなんですが、多分そうだと思いますが、縄文土器に限っては余り大きなものではないと思いますので、こういったものは保存して将来観光資源とかあるいは町の文化財として保存できないかものかどうか。また、今回埋蔵文化財があるというのは事前にわかつっていたんでしょうか。あるいは、全く知らなかつたとかそういうこともちょっとお話しいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 中央地区といいますか新井田の発掘で、遺物といいますか発見されたものは、古銭とかそれから陶磁器、そして石器類ですか。とりでなので中世の館跡なので、戦をするために立てこもるようなそういう場所なので、生活する場でないので、通常

余り遺物というのは発見されないんです。そんな感じで現在のところ、そんなに多くは発見されていないと。

それから、縄文土器が少しまんすけれども発見されて、それらはいずれ今後調査の範囲はほぼ終わっているんですけども、そこから出たものは、いずれ収蔵庫といいますか保管場所ですね。それらも整備できる予算もありますので、どの程度のものが発見されるか、今後検討しながら保存もしていきたいと考えております。

館跡はこんなに本格的にやったのは宮城県内にもないので、本当に何というんですか、戦艦大和じゃないですけれども、そんな感じの本丸と二の丸みたいなものがあるような感じの館跡で、主にとりでですので掘っ立て小屋ですね。柱穴に柱を掘っ立て小屋みたいに立てて、戦いに備えたという感じのやつなので、なかなかその保存というのも難しいので、60メートルぐらいの高さのものを30メートルぐらいに造成工事でしますので、ちょっと保存は館そのものは難しいのかなという感じでございます。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　埋蔵文化財がどの時点でわかつっていたのかというご質問でございますが、計画時点で埋蔵文化財指定を受けていたところでしたので、計画段階でわかつっていたと。ただ、実際の範囲につきましては、想定の範囲の部分を指定されているということで、その後文化財の発掘調査によって、範囲がやや変わってきている部分も出てきているのかなという状況でございます。

○議長（後藤清喜君）　5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君）　埋蔵文化財の場所なんですが、今回そういったたまたま高台移転の地にあったということなんですが、埋蔵文化財のたまたまあった場所でなければ土地はなかったのか。あるいは、そういったものが事前にわかつていたとすれば、特にそういったことがあると思いますが、避けられなかったのかということが1点。それから、今保存についてのお話なんですが、保存については全て保存するというのが理想でしょうけれども、これはできないことで、保存ができるものとやむを得ずまた取り壊してしまうようなそういったもの立て分けというのはどの辺にあるのかちょっとお尋ねします。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　避けられなかったかというお話でございますが、志津川市街地、今被災市街地復興推進地域だけでも90ヘクタールほどの面積がございます。そういう部分、新しいまちを高台につくるという部分につきましては、当然あの地区も含めて考え

ないと、低地部も含めて一体的なまちづくりができないということで、あえて埋蔵文化財の調査をした上で、造成工事をしていくという計画を立てた経緯がございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 町内に館跡は全部で歌津含めて32カ所もありまして、やっぱり昔から高台といいますか、そこで生活しやすい。ずっと海が入りこんでいましたので、そういう高台にどうしても住むということで今回の高台移転にもぶつかる箇所が何カ所かあったんですが、計画変更できませんかということで避けた形で調整した箇所もございます。

それから、保存方法につきましては、館そのものは無理ですので、実測して図面として特にどういうものがあったかというのを残したり、航空写真とかあるいは最近は3Dの印刷といいますかそういうものもありますが、どの程度可能かわかりませんが、そういう形ができる限り残していくと。地域の歴史とか文化というのを正しく理解するためにはぜひとも必要な貴重なものですので、そういう形ができるだけ多く残していきたいと。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 私は埋蔵文化財ならずそういうものには関心はあるんですが、町の方にはいろいろございまして、私もいろいろ聞いた話の中では今その埋蔵文化財発掘どころではないのではないかといったような声もあります。しかし、それはやっぱりちょっと暴言かなと私は思いますが、そういったときに町当局ではどういったご説明をして、町民に理解を求めているのか、その辺お聞きしたいと思います。

それから、今現在発掘調査の進捗率は、先ほどほぼと言いましたが来年の3月ですか、末という期日があるようでございます。何%ぐらいになっているのか、その辺ちょっと。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり埋文の調査につきましては、当初3年というお話をいたしました。文化庁の部長さんにおいでをいただきまして、3年では今こういう被災された町民の皆さんにとって全く光が見えないということでお話をさせていただきまして、文化庁でもそれではということで1年で何とか短縮して調査を終えると、そういう方向にしていただきましたので、何とか中央地区の復興についてなるべくおくれのないようにという形の中で、文化庁からご配慮をいただいたというふうには認識をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） ちょっと5番議員、そういう細かいのは補正予算とかで質疑をお願いしたいと思います。生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 町としてですか。さっきもちょっと話しましたけれども、地域

の歴史とか文化を正しく理解するためには、文化財というのは非常に貴重なものですし、将来の発展のためにも重要な資料になるということで理解いただいておりますけれども、やっぱりいろいろな電話も来て、早くできないのかという声もございます。

進捗率は、一応発掘のほうは6、7割は行っていると思うんですが、これから保存を含めて記録に残すための作業がありますので、6、70%といいますか一応3月までは十分かかるのかなというふうな感じです。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） それでは、中央地区は一応終わりまして、西地区にちょっとお尋ねしたいと思います。

最初、一つの団地計画とされていたそうですが、地質調査で非常にかたい岩盤が見つかったといった調査結果で計画が変更されたと。その岩盤を避けるために、東西両工区に分割されたと聞いております。防集事業の東工区は69ですか、災害公営住宅の西区は21区画の整備の見込みだと言われております。本年度内に造成着手するという目標で、これも私はよかったですと思うんですが、この岩盤というのが町民になかなかわからないので、その辺、やっぱり今の工事方法でもなかなか難しいのかなと、その辺1点お尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 計画を立てた後に硬岩が見つかったということで、その場所を変更せざるを得ないということになりました。実は、変更しなくともということなんですが、硬岩は発破をかけなければ何とかなります。ですが、すぐ隣に旭ヶ丘団地がございますので、そちらの関係で発破をかけるという作業はできないということになりましたので、残念ながらその地域は諦めざるを得ないということで、計画変更ということに至ったという経緯でございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） それはやっぱり住んでいる住民の方もおられますから、発破で工事を止めるといったことは危険だとは思いますが、ただ当初から一つの集落として結成しようとしていたところが、工事の関係でそういう集落が分断するといったことは、やはりいわゆる想定外といいますか地区住民にとってどちらが移動するのか、あるいはこちらに落ち着くのかといった合意形成の点でかなり決断が難しかったのかと思います。そういうことでも結局工事の関係でどうしようもなくすんだわけでしょうけれども。

もう一つ、戸倉地区についてですが、これは前回議会でもお話しもありまして、いわゆる産廃問題が出たといったことで調査が入りました。しかし、やっとその調査も解決できまして、新

たな団地とそれから国道398号が移動したと、法線が変わったということで解決を見たと思います。その後の住民の方の合意形成、あるいは新たにそういった工事変更に伴っていろいろな諸問題が今後出てこないかどうか、その辺1点お尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　工事に当たってという部分につきまして、一番不安視していますのは、国道398号の新設道路が我々防集団地の隣接、中央を通るような形になりますが、そこが予定どおり来るかどうかと、完成できるかどうかという部分が非常に地域としても大きな課題なのかなと思っております。

戸倉団地につきましては、いろいろ産業廃棄物の問題、それと398号の問題、そういったものも一定の方向性は出てきたということで、地域の方々と土地利用計画について何度も時間をかけて話し合ってきました。7月の下旬によく最終的な方向性を見出した中で、住民の方々に説明会を開催してお話をさせていただいた経緯がございまして、現在では工事の実施に向けて詳細設計に取り組んでいるところでございまして、年内中には工事契約に至るような状況で現在は進めてございます。

○議長（後藤清喜君）　5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君）　今、説明でわかりましたが、当時は戸倉の100ヘクタールの土地は高台移転で最初にできるはずだったんですが、いろいろ諸問題がありまして今に至ったといった経過の中で、いわゆる地元の方々は待ちくたびれたようなお話をしております。そういう中で、今回計画どおりに推進するといったことはよかったです。戸倉地区もそういった埋蔵文化財のようなものがあるかと思いますので、そういった点は今後全くないのか。そういうこともお話を承りたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　戸倉中学校の上の団地に関しましては、埋蔵文化財に指定されている部分はございませんので、その心配はないのかなと思います。ただ、戸倉地域というお話をされたときに、防集の団地の近隣のところには文化財指定されているところもありましたが、事前調査等で波伝谷、松崎団地ですが、文化財の当たらないような事業計画の中で考えてございます。ただ、隣接しているというところで工事の施行については、そういった文化財の調査等も途中段階で入ることはないとと思うんですが、立ち会いのもと実施していかなければならぬという状況はございます。

○議長（後藤清喜君）　5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 我々、国にいろいろ要望活動した折、復興大臣等にいわゆる課題解決についていろいろ問題があればお話ししてくださいといった中で、いろいろ要望はしてきました。その中で、いわゆる許認可制度とかあるいは埋蔵文化財のことを私も話してきましたが、実際本町にこういった事例が出ますと、いわゆる工期内に終わるといつても町民の皆さんはなかなか納得しないといいますか、そういった心配をするわけです。そういったことで、やっぱりこういったものは、避けてできるだけ工事といいますか場所を選定すべきがベストかなと思いますが、なかなか土地のない中ではやむを得ずそういった箇所が重なるといったこともあります。それで了解しました。

それで、当面置かれている町の高台移転の箇所を今回取り上げましたが、まだまだ本町にはこれから高台移転が進みます。本町の大きな課題の中に、先ほども同僚議員がお話ししましたが、いわゆる人口流出と雇用の創出があります。そういった解決策としては、一日も早い防集整備事業あるいは災害公営事業といった計画を町長の任期中に確実に指示していただきたいと思います。きのうも別の同僚議員がお話しされましたが、小さくてもキラリと光るまちづくりを目指して、町民が一日も早い安全・安心な高台移転の生活が確保できて、家族で7年後の2020年、56年ぶりの日本でのオリンピック開催にテレビで応援できるような暮らしがなるように、努力して町としてお願いしたいと思います。最後に、町長よりこの考えについて、期間が7年といった答えで前倒しになると思いますが、お話、お考えをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防災集団移転促進事業につきましては、ご案内のとおりことしの12月には2カ所、袖浜、藤浜、これらは分譲できるという状況になりまして、順次そういった皆さん方に分譲できる態勢を整えていきたいと思っております。ただ、いずれにしましても先ほど来お話ありますように、志津川地区、大変大規模な事業になりますので、ここはやっぱり若干時間をいただきたいということにどうしてもなってしまいます。ただ、いずれにしましても業者の皆さん含めてとにかく一日も早いということで、皆さんで力を合わせて頑張ってまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で、山内昇一君の一般質問を終わります。

通告5番、鈴木春光君。質問件名、1、高台移転への新しいまちづくりの課題と再興は。2、固定資産税の減税と職員給与の減額を図れ。3、農林業経営で生きられる政策を。以上3件について、一問一答方式による鈴木春光君の登壇、発言を許します。12番鈴木春光君。

〔12番 鈴木春光君 登壇〕

○12番（鈴木春光君） 12番は、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問の相手は町長さんでございます。

高台移転への新しいまちづくりの課題と再興はということでございます。思い残すことのないよう、これだけ進めるべきではないのかな、やるべきではないかなとそういう思いから質問に移りたいと思います。

震災、津波で南三陸町は大打撃を受けました。志津川地区市街地も全く壊滅、流出して800人近い犠牲者が出てしまっております。執行部当局も中堅、中核の管理職を初め36名からの職員の方々が犠牲になられました。改めて、ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、震災後におきましては、執行部も議会も一丸となりまして復旧・復興に向け日夜頑張ってこられましたが、本日で丸2年6ヶ月がたってしまい、新たなスタートで新たなまちづくりに取り組んでいるわけでございますが、なかなか目に映ってこない現状で、特に志津川区高台移転造成候補地の形態であります。町の中心をなすところでありますので、進まない理由はどうなのか。地権者との合意形成は本当に成っておるのかどうか。つまり、土地交渉は進んでいたのか。問題、課題はどこにあるのか。はかどらない、進まない原因は何なのか。再興はいつになるのか伺うものであります。登壇からの質問といたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、鈴木議員の1件目のご質問、高台移転への新しいまちづくりの課題と再興についてお答えをさせていただきます。

東日本大震災が発生しましてから2年が経過した本年3月定例会において、私は本年を住宅再建元年と位置づけまして、被災した多くの住民の方々の住宅再建をスピード感を持って進めていく旨の決意を披瀝させていただきました。

議員ご承知のとおり、町内20地区、28団地に計画している防集事業については、きょう現在で9地区10団地の造成工事を発注しており、今定例会に追加提案を予定しております田の浦団地、馬場・中山団地の2団地を加えますと、その割合は46.4%となる見通しであり、このほかの団地につきましても年内中を目途に工事発注を行う予定であります。

防集団地をつくる、災害公営住宅をつくるという事業は、多くの関係者の方々のご理解とご協力なしにはなし遂げられない事業であります。計画を策定した時点のスケジュールと現在の見通しを比べたとき、おくれが生じている団地もあります。このおくれの要因は、防集事業参加者の合意形成や地権者との調整、さらには国道や県道といった関係機関との協議、調整に時間がかかっていることが上げられます。開発行為の許認可等の事務的な作業にかかる

期間については、極力短縮する方向で事務を進めておりますが、合意形成や用地交渉といったまれに第三者の合意が必要な部分については、なかなか短縮することができないケースが多くございます。

そうした中において、議員ご指摘のとおり、町外に住宅を再建される方々が少なからずいらっしゃることも承知をいたしております。町外に住まいを再建するという判断を下された背景には、仕事の関係や通院、通学との関係などそれぞれのご事情があったものと推察をしているところでありますが、町としては多くの方々に町内に残っていただけるよう、住宅再建や水産業等のなりわいの復興に向け全力を挙げて復興事業に邁進していく考えであります。

町の復興は一朝一夕になし遂げられるものとは思っておりません。しかしながら、本町復興計画に示した住宅再建等のスケジュールを可能な限り前倒しし、達成できるよう今後とも鋭意努めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま答弁のように、住宅再建元年と位置づけて執行部も一生懸命頑張っておられるんですけれども、ただいま答弁のように防集住宅にしても合意形成がなかなか難しい。あるいは、開発行為、その手続等々についても、制度上と思思いますけれども難しい点があるんだと。でありますけれども、その46%からの発注が既に決定済みだというお話でございまして、なかなか目に見えないものも逐次そういうふうに進捗しているということに対しては、認めてよいのかなという思いがいたしますけれども、町民サイドから見た場合、あるいは被災住民、仮設住民から見た場合には、そういうふうには映らない点が多くありますから、これはやはり回ってあるいはそのことを説明するとか、あるいは広報等ではやっておりますけれども、さらにさらに住民の方たちに理解をもらうには、あるいはそういう進まないが何をしてんだ、俺たちはという声をやっぱり聞かないようにするためにも、考えるべき点があるのかなという思いもいたします。

それで、次の質問でございますけれども、今回志津川地区に限ってでございます。特に、志津川市街地において、町計画では同僚議員もずっと何人かお話ししてきたように、東区あるいは中央区、西区という地区の造成計画でございますけれども、特に志津川地区の被害の大きかった地区、恐らく中央に希望している人がたくさんおられるわけでございますけれども、そこの形がなかなか見えてこないという声が多く聞かれるわけでございます。それで、その辺を3つに分けてある、3分割というか分散型に候補地として上げてきたわけでございますけれども、この一体化計画は今後考えられないのか。何で一体化かといいますと、少なくと

も中央区と東区のアリーナを拡大したまちにつくっていかなければ、商店街形成においてもあるいは行政や公共施設等々の利用活動が容易にできないのではないのかなという思いから、この点についてまずもってお聞きいたしたいと思います。3つに分けた理由、そして少なくとも商店街形成あるいは公共施設等々の活用が容易にできるようにするには、少なくともこの2つは結ぶ必要性があるのではないかという思いで、この辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当に広い土地があれば一団とした形の中でつくり上げるというのは、確かに理想だと思います。しかしながら、ご案内のとおり当町は山を削って造成をしていかなければならないという大問題がございまして、そういった観点で、一団で形成するということについては非常に難しいということが第1点でございますし、それからもう1点は、地域の方々がどの場所を望むかということもございまして、それぞれ自分たちの思い、これからついの住みかになるわけで、そういった自分がこれからずっと生涯住み続ける場所としてどこがいいのかと、そういうご意見等々踏まえましてこういった3団地という形になったと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご答弁のとおりかと思いますけれども、しかば3つにした場合のデメリット、メリットがどういうふうに考えられるのかなという思いもいたしますし、それからきょうは幸い将来を担う若い人たちが来ているわけでございます。つまり、未来の命を守るために将来に向けたまちづくりは果たしてそれでいいのかなという思いなんですよ。それは、何度も申しますけれども、まず今仮設商店街がありますけれども、市街地形成がどういうふうに形づけられていくかということで商店街づくりの構想、それはやらなければならない課題でないかなという思いから伺っているわけでございますが、本当にこういう分散型といいますか3カ所に分散した場合に、町形成がなられるかどうかという思いから、これだけはやっぱりつなぐ必要性があるんじゃないかなと。繰り返し繰り返し言うようでございますけれども、言います。それは、理想かもしれないけれどもということでございますけれども、そういう新しいまちづくりのグランドデザインというものをやはり考える必要性があろうかとこういうふうに思っているわけでございます。なぜこういうことを言いますかということは、他町村に行っている人を呼び戻すためにはあるいは帰ってもらうためには、こういう造成地を用意してあるから待っていますからという体制づくりが必要であろうかと思うからでござ

いますが、この辺はやはりできない課題でしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の答弁で不足の部分は担当課長から答弁させますが、基本的にできないと思います。もう既に事業はスタートしてございます。それぞれの団地にお入りになる方々、私はこの団地、私はこの団地と既に皆さん、意思表示をしてございますので、それを改めてこの場所で1つにまとめてそこにお入りをいただくということについては、土地の問題等含めて全く最初に戻ってしまうということになります。したがいまして、今できるかできないかというご質問でございますので、明確にお答えをさせていただければできないということになろうかと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 今建てられている、既に計画がなされていたということでございますけれども、前段の答弁で開発行為等々に支障を来ておるということでございますけれども、呼び戻してくる人たちの敷地がないじゃないですか。今の限られた造成地と建物だけでは。ほかへ行った人たちを呼び戻す対策ですよ。それは、第2次でも第3次でも開発行為をとつて、現在は現在としてその周囲を拡大しておくということはなされないかということの考え方を今問うわけでございますけれども、伺っておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に議員もご承知のように防災集団移転促進事業の制度そのものは、ご案内のとおりしっかりと数をまとめて、それで造成をしているということになってございます。今議員がお話しなのは伸びしろの部分だと思いますが、それは町として検討はしていく必要があるんだとは思いますが、差し当たり今進めておりますのは防集の事業でございますので、その辺をとにかく早く進めていくということに尽きると思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 防集事業の制度そのものがそういう確約があって、その戸数にのみ補助金というか支援金をよこすという形であろうかと思いますけれども、そういうルールがあるかもしれませんけれども、そういうルールをやはり考えていただく方法だってあり得るんじゃないかなと。つまり、先だって環境観点復興会議の中で、町長がこういうことを言っているんですよね。原形復旧を基本とする国の制度が、創造的な復興を妨げている。つまり、町長もそういう制度を考えた場合に、その新しいまちづくりに対する創造的な理想的な復興を妨げているんだなと、町長も私と同じ考え方をしているんだなと思ったんですけども、やつ

ぱり行政としてあるいは南三陸町の高台移転はこうあるべきなんだということを今まで國なりあるいは県のほうなりに、町長はしかばただそういうふうに制度を守らなければならぬということだけで、今申し上げたよな考え方を國につないだことがありますか。話したことがありますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に防集の関係におきましては、私が國に一番最初に初年度だったと思いますがお願いをさせていただいたのは、当時平野復興大臣でしたが、防集、マックス100坪というお話でございました。これは、地域環境を考えますと50坪でもいいという人もあるれば150坪欲しいという人もいるので、1団地で平均100坪にしていただけないかというお願いはさせていただきました。それについては、復興庁もそれはわかりましたということで、そういういた変更をしていただきました。しかしながら、今のこれから予測できない部分についての土地の造成ということについては、私は大臣にはお話をございませんが、いずれ伸びしろの部分、これにつきましては、この志津川地区だけではなくて戸倉地区でも実はそういうお話をいただいてございます。そういういた際に、町としてどうするんだという考えを聞かされましたので、そういう伸びしろの分につきましては、町としてそれではその後考えていきましょうと。いわゆる伸びしろの部分というのは、ある意味町としても歓迎する部分でございますので、その辺は我々としても対応はしていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 町として対応するということでございますけれども、私たちも平野復興大臣を訪ねたことがございます。あるいは、当町にも出向いていただいたこともあります。その席で、平野復興大臣は町の要望はどういうことだと、もし町の復興に対してそういう考え方があるのだったらば全面的に支援しますという答えを手を握って約束していた人なんです。だから、こういうことは南三陸町としても大切ではないかなと思います。だから、平野復興大臣はそういう信念の持ち主ですから、党派は離れても見事当選しましたよね。やっぱり信念ですよ、町長。私もこうやるんだという南三陸町の新しい町をキラリと光らせる町にするんだと言ったらば、そういう信念を貫くということ、それが何回も申しますけれども未来を担う南三陸町の子供たちだけでなく、命を守る南三陸町の新しいまちづくりではないですか。そういうことができないでしょうか。何回も足を運んでみてください。それは伸びしろの分でも結構ですよ。第2次、あるいは第3次の開発行為を既に考えてくださいよ。そうでなかつたらば、散らばったほかの人たちがどこに行つたらいいのかと、南三陸町に帰り

たいと、こう言っているんですよ。そういう思いですから。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どうもちょっとかみ合わないんですが、基本的に町にお帰りになる方々の土地はちゃんと用意してございます。今私がお話ししているのは、この町でお住まいでなった方、そういう方が南三陸町にお住まいになりたいという場合の伸びしろの部分については、これは町として大変ウエルカムな話なので、それは町として政策的にやりましょうというお話をさせていただいているので、お帰りになりたいという方の土地はしっかりと用意をさせていただくということですので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 何人戻られる、あるいはそういう造成地の申請をしてあるかわかりませんけれども、先ほど人口動向について話がありました。果たして、2,800人もいなくなつたとした。2,800人が住めるような、もしですよ、来たいという方の気持ちを酌むならば、とにかく町に人が住まなければ、あるいは町に来る人がいなくなつたらば、南三陸町、志津川町はどうなると思いますか。やっぱり行った人に来てもらうための政策というのは、抜本的な政策がなければだめなんですよ。そういうことをぜひ考えていただきたいと思いますが、どうですか。全く商店形成などは商店街の人も心配しているんですよ。いつまでもここにいるわけにいかないから、結局高台の新しい町に移らなくてはならないだろうけれども、いつになるんだろうかという心配をされています。

それから、市街地がどういう形で形成されるかということも実際には見えていないんですよ、商店街の人たちだって。町の商店を営む人たちはどうなると思いますか。そういうことを考えたときに、やはり拡大した一体化した総合的なまちづくりが大切だろうと思いますが、どう考えますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） たしか前の臨時議会だったと思います。1番議員の質問があって、商店の再興をどうするんだというご質問をいただきまして、そのときもちょっとお話をさせていただいたんですが、いわゆる店舗つき住宅を望む方と、それからそうではなくて平場で、いわゆる昔の更地になったそちらの低地でご商売をなさる方、当然商売の形態が違います。したがいまして、そういう方々がどういう場所で次の2次の展開をするかということについては、商工会に調査を依頼してございます。そちらで、高台でご商売をやりたい方、それから下で商売をやりたい方、そこを含めて我々としてご支援といいますかそういう方の展開をし

ていくと、そういう考え方でございますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 理解はすぐ出るんですよ。理解は出るんですけども、そういう形がもし理想だとする、あるいは好ましい姿だとする。そうしたら、やはりそのことを考えてあるいは行動に移すべきだろと私は思いますからこの点についてお伺いしたわけでございます。とにかく、できないということで諦めないで、商店街形成をどうするんだと商工会の人たちも心配していますよ。私も商工会に勤めたことがあるけれども。だから、そういうことを考えたちょっとスケール的には大きいかもしれないけれども、やはりグローバル時代のグローバルデザインというか、そういうことがあってしかるべきでないかなという思いからこの質問をしておるわけでございますけれども、ぜひ復興庁なりあるいは県なりにこうした強い要望をしてもらってやるべきだろと私は思います。

そして、着工宣言をしてここの議場から向山が既にここ1ヵ月ばかりの間に伐採作業あるいは造成にかける前の作業等々が始まっています、ああここはこうなるんだなという声も聞きます。そういうことをやはり中央区の場合も、市街地の核となるところを早めて考えられてはどうなのかなということをお願いして、何度も何度も繰り返すようでございますけれども、そういう形をつくっていくのが将来につなげるためのまちづくりであるんだということをさらにさらにご認識をいただいて、ひとつ取り組んでいただきたいなと。そんなことで1問目は終わりたいと思います。ぜひ頑張ってください。

次、2番目でございますけれども……。

○議長（後藤清喜君） 12番議員さん、ここで暫時休憩をしたいと思います。

○12番（鈴木春光君） そうですか。助かります。そういうふうにぜひしていただきたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 再開は2時15分といたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） それでは、2件目に移らせていただきたいと思います。

固定資産税の減税と職員給与の減額を図れと、私にとっては鬼門のタイトルかなという思い

でございますけれども、そういう中にあって町長さんに質問するわけでございますけれども、国では社会保障と税の一体改革あるいは消費税率を掲げまして今審議がなされておるところでございます。地方税法改定などを契機に、当町の重要課題である固定資産税、自主財源としてはぜひ必要な税でございますけれども、社会事情等々もありましてこれは考えるべきではないかなと。さらには、職員給与の減額、そういったものを減額によって埋めていくということができないものかなという考え方からお尋ねをするわけでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。まずもって、震災前と震災後の固定資産税額、地価の価格等々、もちろん田畠を始めとする山林あるいは宅地等々でございます。あるいは、職員給与減額はどうなっているのか、まずもってお尋ねしておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問でございます固定資産税の減税と職員給与の減額を図れということについてお答えをさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり社会保障と税の一体化改革は、社会保障の充実、安定化と財政健全化という我が国にとって待ったなしとなった2大目標を同時に実現するための改革でございまして、目標を実現するための財源として消費税率等の引き上げ等が検討されているところでございます。現時点で、関連として地方税法の改正が予想されますが、固定資産税の減税に直接結びつくような改正には及ばないものと考えております。

固定資産税は、賦課課税方式により保有する固定資産に課税される地方税であります、それぞれ土地、家屋、償却資産と区別されておりまして、正当な評価と基準にのっとった課税が実施をされております。税額は、東日本大震災後大きく落ち込みました。震災前の数字と比較すると、一時は6割減額となり、平成25年度現在においても4割減の状況ということになってございます。税の減額という点から、東日本大震災関連では被災土地、家屋の課税免除、被災家屋の課税額の減額等の地方税法の規定に基づいた措置があり、それ以外でも特例措置が講じられた結果としてこのような状況にあるということでございます。これらは交付税で減収補填されることにはなりますが、いずれも法令に基づく減額に対してということになります。

固定資産税は、町民税と並ぶ貴重な自主財源であります。震災復興に向け自主財源の確保の観点から、現時点では震災関連を除く独自の減税は考えにくいところであるということをご理解いただきたいと思います。復興特需や市街地形成により、土地価格の動向等が気になるところでありますが、今後とも制度にのっとり適正に対応していく所存でございます。

次に、職員給与に関しては、社会保障と税の一体改革とは別の課題になります。今年度の地方公務員給与について、平成25年1月28日に総務大臣から国に準じて給与削減支給措置を講ずるよう要請がありました。これは、平成23年9月30日付の人事院勧告に鑑み、国の厳しい財政状況等、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の入件費を節減するため国家公務員の給与に関する特例を定め、平成24年4月1日から平成26年3月末までの2カ年に限り、国家公務員の給与を減額措置するものであり、国同様地方においても国に準じて削減する旨の要請であります。

しかし、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第12条は、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとすると規定をされておりまして、今回国の時限的な給与削減措置に対する地方自治体が同調するかどうかの判断基準としては、当該自治体のラスパイレス指数によるものとされます。

当町のラスパイレス指数は、過去5年間、90%の前半を推移し、平成24年度においても、国家公務員の減額措置後の数値に置きかえて算出しても99.8%と、ようやく国家公務員の給与に横並びになったと考えるところでありますと、国家公務員の時限的な2年間でありますが給与改定特例法による措置がないとした場合の値は、本年度も同様に92%と90%前半に位置するものであります。また、特別職については、平成14年から給料の減額措置7%から10%でありますと、これを実施するとともに管理職の管理職手当についても、同様に一律30%減額措置を実施しているところでありますと、年間の入件費削減額は約600万円に及び、既にこの4年間において2,000万円以上の人件費削減を実行してきており、またこれまでの過去数年の定員適正化を含む入件費削減など、国に先行して給与削減を行ってきた事実もあることから、現在震災対応に精力的に公務をこなす職員の努力を鑑み、減額措置を実現しないものとしたものでございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） なかなかご答弁を聞きますと、固定資産税額も職員給与も減額するのは難しいということでございますけれども、問題は確かに公務員制度等々の改革なりあるいは国、県では既にその引き下げをなされているということもありますので、震災後は特にこのことについての町民の声が多うございまして、そういうことを少しでも反映できたらなという思いからこうした質問をしているわけでございますけれども。

地方税法に基づく固定資産税の算出割合になるんですけれども、要するに3年ごとの税の見

直しということが言われておりますけれども、この3年ごとの見直しは実行されてあるのかどうか。それから、3年ごとの見直しの課税率はここ10年、どういうふうに改定されたものか。その辺を聞いておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 細部については担当課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 今のご質問に回答させていただきます。

3年ごとの税の見直しということで、現在の課税につきましては、24年度の評価がえに基づく課税が24、25、26と継続しているもので、次回につきましては27年度の見直しということで、現在26年の1月1日を基準日とした鑑定等の業務を実施するための準備作業を行っているところでございます。

それから、もう1点、税率についてはどうなんだということでございますが、税率については、課税標準額に1.4%の税率ということで変更はございません。ただ、評価がえのたびに評価額が変更されますので、それによった賦課という形になってきております。24年度の評価がえにつきましては、23年度の1月1日時点での土地の価格に基づいて、その後7月1日の時点の修正等を踏まえて課税するということになっておりまして、ちょうどその時点は東日本大震災のところにぶつかっているということで、大幅に見直した評価額で課税されているということ、被災した多くは課税免除という措置になっていたという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 3年ごとの評価がえによる見直しはされてあるんだということでございまして、その辺は理解される。この課税率はどうなっておったんですか。課税率。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ご説明したとおり1.4%のままでございます。標準税率をそのまま適用させていただいております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 24年から25、26年までを評価がえに基づいた課税率で納税をしてもらうという形ですね。非常に私が調べた段階よりも課税率は大幅に引き下がっておりますから、先ほど答弁のように税収が落ち込んだということでございます。当然、この災害については、国なり県なりがそういう見方で国でも引き下げを図ったと、あるいは免除したということだろうと思いますけれども、つまりその中で1回決めてしまうと3年なんだけれども、地価の

価格とか路線価格とか毎年変更になってきているんじゃないかなと思うんですよ。前回は、南三陸町では新聞報道をしなかったあるいは届けなかったか、南三陸町の地価価格は載っておりませんでしたけれども、つまり固定資産税率、ただいまご答弁あったとおりでございますけれども、これは震災を受けた方のみでなくて今置かれている現状を踏まえて課税をしていくということになりますと、容易でない生活が迫ってくるという思いからもこういう話をしているわけでございまして、そういうことからすれば当然登記課税も含めて現況に合わせた課税が住民を救済する、あるいは生活を困窮に追いやらない。そういうことにつながるのではないかなという思いでございます。

それから、この税収はやはり人件費だけでなく使われる金でございますけれども、その使われる金額が地域によって多く、公正公平な扱いをしていないのではないかという思いがするわけです。なぜならば、道路1本とっても何年ということでやってほしいなと、税金を納めていたのならば、俺のうちに水が入らないようにやるべきでないのかという声が聞こえるわけですよ。そういうことからすれば、当然公正公平平等な税収の使い道というものがどうかと思いますけれども、そういうことも十分考慮しながら配慮して使っていただきたいなという思いがするわけでございます。

それから、さらには仮設住民なり被災住民の多くの人は、家も家族も職も失って収入が激減しております。生活困窮の声が多く聞かれるわけでございます。さらには、精神的な異常で亡くなられる方も出てきているという状況を踏まえた場合に、やはり考えなければならない納税徴収のあり方ではないかなという思いでございます。そのことについては、やはり町行政はそういう人たちを救世主というかそういう立場に立って考えなければならないときかなという思いで、このことについても町長の考え方をお聞かせいただければなと思いますが。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 税収につきましては、町全体の行政需要にどう応えるかということでございますので、個別のということではなくて町全体として利用、使用させていただくと。その使い道につきましては、議会の皆さん方にお諮りをして議会にご決定をいただいて、そして執行している状況でございますので、ひとつご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 議長も元気が出てきたようでございますから、私も元気に質問をしてまいりたいと思います。

私は、一口に言って農林業経営の危機あるいは環境の危機、そういったものが言われると思

います。それは、津波被害を受けなかった地域にあっても、田畠の何をつくっても収入が激減している。山林収入、もう20年ぐらいとるところがない。それは、もちろん伐採コストの増大からだと思うんですけれども、そういう50年も70年もたった素材が手取りが全然ないということであれば、山林にかけてきたある先輩が俺の50年は何だったのかという声が聞こえる現状でございますから、そういうこととかあるいは山林所有者が嘆いているだけでなく生活に大きく響いてきているということでございます。

つまり、農山村からいえば、ご存じかと思いますけれども明治1年あるいは明治2年にかけて登米市内で年貢騒動が起きた。つまり税金の問題でございます。それはどういうために起きたかというと、凶作等が重なったものなのか、あるいはとれない米の年貢を徴収しなければならない当時の肝いりとか大肝いりとかあったんですけども、そういう人たちが住民本位の課税を考えなかったということで、現在は住民本位の課税を考えたということだろうと思いますけれども、登米郡は非常に土地も税も安いんだと。だから、住むんだったら登米市だということで、南三陸町からは被災住民は一番お世話になっている市町村だと言われておるわけですから。そういうことからすれば、やはり生活の水準を下げていくということは非常に難しいことだと思うんですけども、金回りの悪い果たせなかつた多くの人たちが納税義務、やらないわけではないんだけれども、生活を引き下げるも生活を切り詰めても容易に税の分までないと。さらには、取り立てのあり方でございますけれども、非常に最近は督促状が行って、その後には町長名義で、今度納めなければ差し押さえをかけるからなという印刷物まで入ってきてるという住民の声でございますから、この辺はそういう問題ではなく、やはり足を運んで話をして、精神的な負担をかけないような、あるいはその実情を把握するための体制をやはりとるべきじゃないかなという思いからこういう質問をしているわけでございますから、ぜひそういうふうに配慮していただきたいなと思います。

とにかく、税法に基づいた固定資産等々でございますけれども、町独自のやはり考え方をもう少し考えていただければなど。それには日常の生活を考えた中でのお願いでございますから、納税者のお願いでございますから、そういうことを十分受け入れていただきたいなという思いでございます。

それから、震災後における評価でございますけれども、申請がなければあるいは些少なものでは、評価を前年度と同じにやっておられるんじゃないかなということも話として語られておるわけです。それは、震災では少なからずあの地震でございますから、内壁、外壁あるいは屋根瓦、そういうものに支障が来ていますから。あるいは、桁、はりが離れるとかという

形があるんです。そういうのも3年に1回の見直しからといって、ずっとそういう掛け率で課税するということはどうなのかなという思いでございます。そういうことで、この3年に1回の見直しが震災後の評価をどうしてあるのか、その辺をいま一度尋ねてみたいと思います。それから、1.4%というのは南三陸町全域かどうかですね。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 納税については、それぞれのご家庭の事情もあると思います。そういう中において、なかなか納税が難しいという場合につきましては、担当課で納税相談、丁寧にやってございますので、血も涙もない徴収ということはあり得ないわけでございますので、その辺はひとつ我々としてもしっかり対応してまいりたいと考えてございます。

なお、後段の部分につきましては担当課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それではお答えします。

震災後のということでございますが、土地等の評価につきましては、3年間ずっと同じということではなくて毎年見直しを行いまして、下落しているという部分につきましては、それなりの減額の対応をさせていただくという規定になってございますが、現時点ではほとんど価格が落ちてしまったという状況で、その辺の推移については同様に推移しているものと思っております。

それから、標準税率につきましては、どの土地、家屋に対しても1.4%ということでございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 3大義務の一つの納税義務でございますけれども、ぜひ納税者の立場に立った徴収の方法あるいは課税対策、そういうものを十分考えながら徴収に当たっていただきたいなという思いでございますので、よろしく取り計らいをお願いいたしたいと思います。

なお、職員給与のことにつきましては、公務員制度改革が伴ってきますので容易には減額が図られないということでございますけれども、どの企業にあってもあるいは第1次産業者にとっても今は大変なときであるということからすればです。こういう保障で生活ができるということは、苦労はされているとは思うんですけども、十分考えた中でやっぱり対応を考えるべきだろうと思いますので、その辺を今後検討される課題だろうと思いますのでよろしく取り計らいをお願い申し上げまして、3番目に移りたいと思います。

3でございますけれども、農林業経営で生きられる政策、税を納めるぐらい出ないからこういうタイトルにしたんだけれども。震災後に見られる農林業の衰退あるいは荒廃は、農家所得の損失だけにとどまらず、生態系を悪化させ環境破壊につながると。担い手が生まれて、農林業生産に喜んで取り組める対策と振興策の考えはありませんかという質問でございますので、お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目のご質問、農林業経営で生きられる政策についてお答えをさせていただきたいと思います。

当町は、東日本大震災により沿岸部の約460ヘクタールもの農地と農業に大きな被害を受けました。被害を受けた農地等につきましては、従前のように耕作できるよう災害復旧事業及び基盤整備事業により順次復旧工事が進められておりまして、今年度から一部地区において営農が再開されているところであります。さらに、志津川地区及び戸倉地区においては、東日本大震災農業生産対策交付金により建設された農業用ハウスにおいて、地区の若い担い手が中心となって生産を開始いたしております。また、被災を受けた農地の営農再開に資するため、国の復興交付金を活用して町が農業用機械を導入し、地区の機械利用組合に貸与することで、農地の耕作放棄地化を防ぐとともに速やかな農業生産活動を再開していただくよう進めているところであります。

さて、農業を取り巻く環境については厳しさを増すばかりの状況であります。高齢化や後継者不足により耕作を担う人材が不足している中、いかに遊休地を出さず収益を確保していくか、肝要なところであります。当町は、中山間地であり大規模な農業生産を営む耕地が少ないことから、国内競争においても条件不利地と言われる状況であります。ご質問の農林業経営で生きられる状態をつくるということは、容易とは言い難い状況であると思います。

しかしながら、そんな中でも当町の中には優れた生産技術と経営の努力によりまして、専業農家として頑張っておられる方々もおります。専業農家として生計を確保していくためには、付加価値の高い農産物を大量にかつ低コストで生産する努力に加えて、利益の高い販売先を確保することが重要なポイントであり、企業的感覚を持って農業経営を考えなければいけないと思っております。今後は意欲のある農家へ農地の集積を図るとともに、農業経営等に係る研修会等の情報提供、及び各種産業団体と連携しながら6次産業化も含めた収益性の高い作物の研究や流通の多様化など、あらゆる施策を駆使しながら農業の振興を進めてまいりたいと考えております。

次に、林業につきましては、森林の適正な管理を図るため、町の直営林を初め一部の林業経営者におきましても森林経営計画が策定されておりますが、当該計画を策定することによりまして、間伐等の施業に対し国、県の補助を受けることができます。震災等の影響により木材の需要が増加しているところでありますが、市場での取引価格については、依然として横ばいの状態で推移していることから、収益増を図るために伐採、搬出等の経費を抑える必要があります。複数の林業経営者で森林経営計画を共同策定し、林地内に共同の作業道を設置することにより、高性能林業機械等の使用が可能になることで施業単価の低減につながり、林家の所得向上にも期待が持てることがあります。

今後も里、海の良好な生産活動の源となるような森林環境を構築できるよう、関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 被災農地460ヘクタールを初め災害復旧、あるいは営農を開始された部分も見えてきたということでございますけれども、地区ごとに分けた場合、例えば歌津地区、志津川地区、戸倉、入谷地区はどうなっているのかということをもしおわかりでしたら教えていただきたい。被災を受けたその農地がどういうふうに復興して、営農を開始したところはどこかということ、もしおわかりだったらばご説明を願いたいと思います。そして、そこに何をつくって、どういう収益性ある作物が指導の中で考えられておられるか。お願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 被災した農地、それぞれ地域ごとの復興の状況につきまして、お答えをいたします。

沿岸部となります歌津それから志津川地域、それから戸倉地域、こちらの被災した農地につきましては、地域の中では大体10ヘクタールをめどにそれ以上の農地のまとまりのあるところは、いわゆる区画整理も入れながら圃場整備事業で整備を進めているところであります。こちらにつきましては、災害時から5カ年間での計画整備になりますので、平成27年度までなんですけれども、事業期間として整備を進めているところでございます。

圃場整備に該当にならないところにつきましては、災害復旧事業ということでもともとの農地の形に戻すレベルで3カ年間の事業として現在進めておりまして、平成25年度であります本年度がその3カ年目になりますので、今年度中に農地の復旧が終わる予定で進めております。

ただ、ご案内のとおり沿岸部、本当の海岸部につきましては、沈下がひどく原形の復旧だけでは海水が逆流するなどの理由から、部分的に極度の条件の悪いところにつきましては、繰り越ししながら来年度まで災害復旧事業で整備いたします。例外もあるとご理解いただきたいと思います。

それから、その中の営農再開の部分につきましては、品種ごとにというお話をしたので、災害復旧の生産対策交付金を使いまして田尻畑を中心に菊の栽培を開始いたしました。青年4名で取り組んでおりまして、農林水産大臣賞も受賞されたというニュースでご承知かと思います。それから、イチゴのハウスの整備をいたしました。こちらは、もともとは中瀬町地区で実施をされていた方などは入谷地区で事業を展開しておりますし、もともと被災を受けなかった地域の方々はそれぞれの場所でイチゴハウスを行っております。それから、西戸地区につきましては、葉物野菜を大々的にハウスとそれから鉄骨ハウス、整備いたしまして今生産活動を取り組んでございます。こちらも、地元の方々を雇用しながら相当な規模拡大を図って、収益性も上げながら営農されているという状況でございます。現在のところ、主だったものではそういったところでございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいまご答弁いただいた生産対策交付金事業でやられた事業あるいは野菜等々、460ヘクタール災害を受けた農地の何%ぐらい、何反歩ぐらいになっているんだろうね。そういうこととか、やはりこうした若い人たちが取り組める対策があつてほしい。あるいは、意欲的に取り組めるような制度を使った救済方法もこれから先もやはりやるべきじゃないかなという思いでございます。その辺をまたお尋ねいたしたいと思いますし、さらには遊休農地、耕作放棄地、よく言われてきた話でございますけれども、この対策等々についてもあわせて伺わせていただきたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 現在、復興された生産開始された部分の面積のお尋ねでございますが、菊につきましては施設設置面積、ほぼ2ヘクタールです。それから、西戸地区につきましては1ヘクタール、それからイチゴのハウスにつきましてもほぼ1ヘクタールという状況で、被災面積460ヘクタールに占める面積率でいえば相当わずかな面積ということになりますが、これらは施設を主に復旧しながらの営農でございまして、被災後の農業をまずは復旧できるところから、そして元気づけて農業を進めていけるような形をつくりたいということから施設整備を行ったものでございますので、面積的にはそういった

ことで及びが少ないという意味にご理解をいただきたいと思います。

それから、遊休農地の部分につきましては、被災前から相当面積が遊休化しているということで、面積的には把握の方法によりましても面積は変わるんですけれども、我々の中ではほぼ400ヘクタールぐらいを遊休化していると把握してきたところでございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 既にただいま営農開始しているところが、菊、野菜、イチゴとこういうふうにして4町歩ほどまずやっていると。ほとんどは施設整備にかかったんだということなんですけれども、今現在被災地を見ますと、水田の圃場整備もやられておるんですけれども、その圃場整備はどのぐらいの面積が例えばつくられて、いつから作付ができるということの見通しはどうですか。

それから、遊休農地対策なんだけれども、これはただ単に作物をつくるということだけでなく、どうですか。さきにも質問したことがあるんですけれども、例えは400ヘクタールの中で、こういう資料を恐らく持っていると思うんだけれども、優良田園住宅施設と土地つきの住宅、こういうのも農家向きの住まいじゃないかという思いがするんですけれども、その辺だけそれでは時間が来られたようでございますから、聞かせていただきたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 先ほど申し上げましたように圃場整備の部分が平成27年度からになりますので、間近に迫っている災害復旧の部分の面積で申し上げますと、ざっくり申し上げれば約200ヘクタールぐらいが水田と畑で半々ぐらいですから、畑100、水田100ぐらいとご理解いただければいいかと思いますが、来年度から作付が可能になる予定でございます。

それから、遊休農地に絡めて優良田園住宅のご質問がございましたが、こちらは建設課長さんにお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これまでの議会の中でも多分このご質問が出ておりまして、私の回答はそのときと同じになると思います。一つが地域を指定するということ、それから農地を買い取らなければならないということ。それで、1番目の質問の中にもございました町長から回答しておりますけれども、今回防集以外で伸びしろの部分ということで、一つの考え方としては取り入れられると思いますけれども、今の段階とすればそういう考えは持っていないという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ぜひ遊休農地、耕作放棄地、作物をつくられてもなかなか所得には結びつかないんですよ。高く売れたな、何ぼか利潤が出たなということには、今の経営ではあるいは販売価格ではつながりませんから。経費をかえたぐらい損をしちゃうなという感じのほうが多いかもしない。でありますから、住宅不足がもし言われるのならば、遊休農地にはそういう制度があるのでありますから、優良田園住宅、そういうものをぜひつくられてはどうかなと。だめだということを言わないで、前向きに取り組んでほしいなという思いからこういうお尋ねをしているわけでございますから、ぜひ考えてほしいなという思いでございます。

それと、所得を上げるためにはどうしたらいいかということをお尋ねしておきたいと思いますけれども、今お話しされたような先端技術で営農に取り組んでおられる人たちの確実な補償制度、そういうものがあると思うんです。例えば、戸別所得補償制度とかそれから耕作利用の推進ということで優良田園住宅促進を図るとか、そういうことをしていかなければ、つまり南三陸町の農林業経営で生きられる政策をということでお尋ねしているんですけども、政策が出てこないということは変わらないということにもつながりますから、そういうことでなくて遊休農地にはこういう事業を入れたいんだ。そうであったら皆さんはそれに賛同してくれますか。経営を継続しますかとかという形のほうが好ましいかなと。あるいは法人組織にするとか、今そういう形で農業の姿が変わって行くときでございますから、そういうことをやはり行政の中で考えてほしいなという思いでございます。とにかく、そういうことが一つ。

それからさらに、林業政策についても、ここ20年来素材価格が全く低迷して先ほど申されたような価格の推移で来ている。あるいは、生産コストがそういうふうに変わってしまって収益性につながらないということでございますが、これでも何かやってほしい。

それからさらには、松くい虫がよく話に出るんですけれどもこの防除対策、さらにはご存じかと思いますけれどもナラ枯れ病というのが非常に多くなってきた。それは、松くい虫の枯れしていくよりも広葉樹被害として非常にひどい。そういうものを例えれば防除対策として、どういうふうにやっていったらいいかということも考えておかなければならないことだなと。

それはなぜかというと、やはり水の問題にしてしかり、水源涵養あるいはその水源の貯蔵庫のような役目を山林はするわけでございます。やはり、入谷から流れてくる清流は志津川湾に注いで、非常においしいタコが育てられるプランクトンを育成しているということにも、

水産課長、つながっていると。頭を振っているけれども、それらを育てるとそういうことでございます。やっぱりワカメの味のいいのも、タコの味のいいのも、あるいはギンザケのおいしいのも、そういう清流が海に注ぐことによってできるんだということは認識しておいていただきたいなと。ぜひ、山林の分も水源涵養という言葉、ちょっと難しいかも知れないけれども、水源の貯蔵施設は山林にあるんだと言つてもいいかも知れません。

さらには、生態系がどう変わってきてているかということになりますと、今カモシカだけじゃないんですよ。ハクビシンだけではないですよ。ニホンシカも群れをなして先だっては大久保林に出没したという話もある。それから、この間は猿騒ぎもあったけれども。一般質問の途中で退場するようになるから、猿が出なければいいなと思っているんだけれども。もしそういう大きく生態系が変わってきたりとすれば、やはりこういう対策も必要だろうと。それは、水資源の確保からなるんだということありますから。

それから、うちを建てる場合はやはり地元の杉を使ってくださいと。これは、高台移転の住宅にもかかわるわけなんですけれども、南三陸杉、今売り出しているんだけれども、それを使う人が少ない。これは製材所の方々に話を承ったわけなんだけれども、売り出しているながら宣伝していながら、それを使ってうちを建てる人が少ない。建てることは自由はなんだけれども、ハウスメーカーに取られてしまって、本来必要とする杉材なり松材でうちを建てる人が出る。こういうことはどうですか。皆今度造成地で間伐したら全部被災者にあげますから、南三陸杉でうちを建ててくださいよというちょっと変わったことでもやれば、お互いいい道が開けるんじゃないかなという思いがするわけなんですけれども、どうですか。この辺は考えられないことでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地場林材の関係でございますが、ご案内のとおりこれまで制度をつくりておりますと、地場林材を使った場合には相応の補助が出るということになっております。結構使っているというお話を聞いておりますが、ただ基本的に今ハウスメーカーのお話がありましたが、いわゆる在来工法の場合は地元の大工さんがなかなかこなすという量が限定されてきているということでございますので、圧倒的に大工さん不足という現状もございますので、全ての建物を在来工法でというわけにはなかなかいかない現状もございますので、その辺はひとつご理解いただきたいと思いますが、いずれにしましても町の木を使ったご家庭にはそれなりの支援をさせていただくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ぜひそういう方向で取り組んでいただければ、農林業、農家の経営も生きられる経営に結びつくのかなという思いでございますから。あるいは、所得が地域に還元できること、そういうことからしてぜひこういう推進に取り組んでいただきたいなどそんなふうに思います。

以上3点、非常に思い残すことなくとは十分言い切れなかったかもしれませんけれども、前向きな答弁をいただきましたことに感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） 以上で、鈴木春光君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日は、これをもって延会といたします。

午後3時11分 延会